

令和3年度(2021年度)版

環境報告書

「第3次西宮市環境基本計画」令和2年度(2020年度)実績



西宮市

Annual Report on the Environment in
Nishinomiya 2020

環境学習都市宣言

いま、地球は危機に瀕しています。これまでの社会経済活動や私たち人間のくらしが、地球温暖化や砂漠化などの問題を引き起こし、自らの生存基盤でもある環境を脅かしています。

西宮市では、市民が主体となって、六甲山系の緑の山並み、武庫川・夙川などの美しい河川、大阪湾に残された貴重な甲子園浜・香櫨園浜をはじめとした豊かな自然を守るとともに、公害問題にも取り組むなど、良好な環境をもつ都市を目指してきました。また、阪神・淡路大震災の体験を通じて、自然の力の大きさとその中で生かされている私たちの存在を改めて学びました。

西宮の環境を、そして地球の未来を次世代に持続可能な状態で引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが社会のありかたやくらしを見直さなければなりません。

環境学習とは、私たちのくらしが自然にどう支えられ、自然をどう利用してきたかを考え、環境に対する理解を深め、自然・歴史や文化・産業・伝統といった地域資源を活用しながら、地域や地球環境との望ましい関係を築いていくために学びあうことです。

私たちは、世代を超えて、家庭・地域・学校・職場などの様々な場所で、市民・事業者・行政の協働によって、人と人との新しい交流を生み出し、環境学習活動を支えるしくみをつくっていきます。

西宮に住み、学び、働くすべての人々が、文教住宅都市宣言（1963年）、平和非核都市宣言（1983年）の精神とあゆみを再認識し、環境学習を軸とした21世紀の持続可能なまちづくりを進めることをここに宣言します。

行動憲章

私たち西宮市民は、参画と協働の環境学習を通じて、21世紀の世界に誇ることのできる持続可能な都市を実現します。

1. 私たちは、自然のすばらしさを体験し、歴史、文化や産業と環境との関わりを学びあい、環境に配慮した行動を実践できる市民として育ちます。
2. 私たちは、市民・事業者・行政・各種団体・NPOなどとのパートナーシップの精神に基づいて、地域社会に根づいた環境活動を進めます。
3. 私たちは、くらしと社会を見直し、資源やエネルギーを大切にした循環型都市を築きます。
4. 私たちは、健康で文化的なくらしの中で、人と自然、人と人々が共生する、公正で平和な社会を実現します。
5. 私たちは、すべての生物が共存できる豊かな地球環境を次世代に引き継ぐため、環境学習を通じ、世界の様々な地域の人々とのネットワークづくりを行います。

平成 15 年 12 月 14 日

兵庫県 西宮市

目次

| | |
|-----------------|-----|
| 1.計画の基本的事項 | P4 |
| 2.環境目標1 低炭素 | P9 |
| 3.環境目標2 資源循環 | P18 |
| 4.環境目標3 生物多様性 | P25 |
| 5.環境目標4 安全・快適 | P33 |
| 6.行動目標1 学びあい | P42 |
| 7.行動目標2 参画・協働 | P46 |
| 8.行動目標3 国際交流・貢献 | P48 |
| 9.施策体系に基づく事業一覧 | P50 |

計画の基本的事項

◆これまでの経緯（第3次西宮市環境基本計画が策定されるまで）

平成6年度（1994年度）、「西宮市環境計画」を策定し、平成7年度（1995年度）から平成16年度（2004年度）までの10年間を計画期間として、本市の豊かな自然環境や恵まれた文化的環境などの西宮の地域特性を生かした環境づくりを進めてきました。その後、平成15年（2003年）に環境学習を通じた次世代を育むまちづくりを推進するため、新たな都市宣言として「環境学習都市宣言」を行いました。この宣言の内容を具体的に実現するための計画として、平成16年度（2004年度）「新環境計画」を策定し、平成31年（2019年）に第3次西宮市環境基本計画が策定されるまでの約15年間までの計画として、取り組んできました。そして、令和元年度（2019年度）から「新環境計画」で示された環境学習都市宣言の考え方を引き継ぎ、発展させるため「第3次西宮市環境基本計画」を策定しました。

◆第3次西宮市環境基本計画の位置づけ

第3次西宮市環境基本計画は、西宮市環境基本条例第7条第1項の規定に基づき、環境施策を推進するための基本的な指針となる計画として、平成31年（2019年）3月に策定したものです。本計画には、下位計画として、各環境分野を対象に、具体的な施策・行動計画を示した個別計画を策定しています。



◆計画期間

令和元年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）までの10年間

◆望ましい環境像

環境学習都市宣言の趣旨等を踏まえ設定された前計画の基本的な考え方を引き継ぎ、望ましい環境像を以下のように定めています。

『人を育み、人が育む 環境学習都市・にしのみや』
～共生と循環のところで次代につなぐ 山のみどりとあおい海～

◆まちづくりの目標

学びあい 私たちは、自然のすばらしさを体験し、歴史、文化や産業と環境との関わりを学びあい、環境に配慮した行動を実践できる市民として育ちます。

参画・協働 私たちは、市民・事業者・行政・各種団体・NPO などとのパートナーシップの精神に基づいて、地域社会に根づいた環境活動を進めます。

循環 私たちは、くらしと社会を見直し、資源やエネルギーを大切にしたい循環型都市を築きます。

共生 私たちは、健康で文化的なくらしの中で、人と自然、人と人との共生する、公正で平和な社会を実現します。

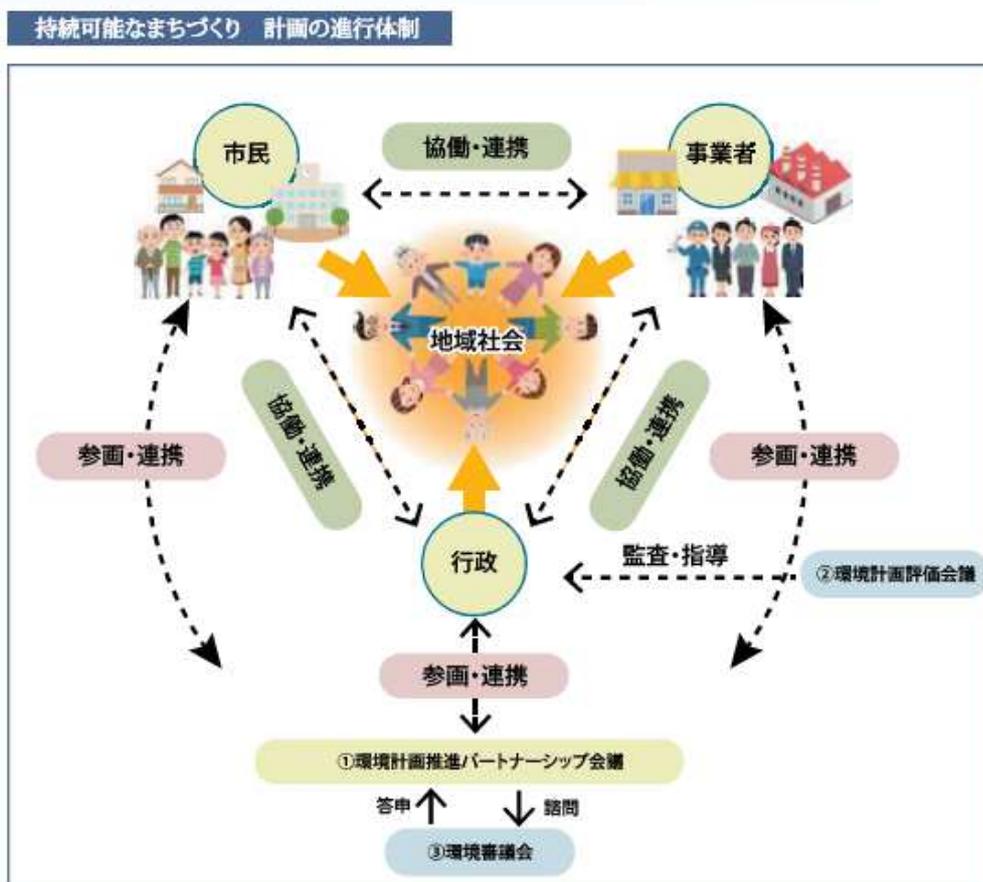
ネットワーク 私たちは、すべての生物が共存できる豊かな地球環境を次世代に引き継ぐため、環境学習を通じ、世界の様々な地域の人々とのネットワークづくりを行います。

◆環境目標と行動目標



◆計画の推進体制及び進行管理

計画の推進・進行管理については、年度ごとに、環境計画評価会議^{※1}において、市の環境施策の外部監査を行うとともに、施策の取組実績と目標の達成状況を取りまとめ、環境審議会に報告します。また、審議会での審議や評価を公表するとともに、市民・事業者等で構成された環境計画推進パートナーシップ会議において、次年度以降の施策に反映し、更なる取組を行います。^{※1} 令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。



| 会議名 | 役割 | PDCAサイクルにおける位置づけ |
|------------------|--|-----------------------------------|
| 環境計画推進パートナーシップ会議 | 市民・事業者・専門家・行政で構成。継続的な改善に向け、環境計画を推進する組織。 | Plan（計画） Do（実行） Action（見直し） |
| 環境計画評価会議 | 市の環境施策について、環境計画の進捗状況を監査し、改善・指導を行う外部監査の役割を担う。 | Check（点検） |
| 環境審議会 | 環境計画の策定、保護地区等の指定・解除並びに環境施策の推進について審議する役割を担う。 | Check（点検） |

◆SDGs（持続可能な開発目標）とは

気候変動や生物多様性の損失、貧困や格差、紛争や人権侵害など、世界には様々な課題があり、それらを解決し、より良い未来を目指すために世界が合意した目標のことで、SDGsは、先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスが取れた社会を目指す世界共通の目標として、平成27年（2015年）9月に国連で採択されました。貧困や飢餓、水や保健、教育、医療、言論の自由やジェンダーなど、社会のすみずみまで手を差し伸べる考え方を示しています。また、行政・地域・大学・NGO・市民等のあらゆる主体が参画することで、目標の達成を目指す考え方も含まれています。これは、環境学習都市として西宮市が掲げる持続可能なまちづくりの考え方、すなわち、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、経済の発展と公正で平和な社会の構築を目指す考え方につながるとなっています。



| 国連持続可能な開発目標（SDGs） | | | | | |
|-------------------|---------------------------------------|--|--|--|--|
| | あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる | | すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する | | 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる |
| | 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する | | 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する | | 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する |
| | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する | | 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る | | 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する |
| | すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する | | 各国内及び各国間の不平等を是正する | | 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
| | ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う | | 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する | | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する |
| | すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する | | 持続可能な生産消費形態を確保する | | |

出典：環境省-すべての企業が持続的に発展するために
-持続可能な開発目標(SDGs)活用ガイド【第2版】-

◆SDGsの17のゴールと第3次西宮市環境基本計画との関係

第5次西宮市総合計画に関連付けられているSDGsの17のゴールのうち、第3次西宮市環境基本計画に関連するゴールは次のとおりです。



◆施策体系

| 環境目標 | | 施策 | |
|------|-------|----|---------------------------------|
| 1 | 低炭素 | 1 | 省エネルギーの推進・普及啓発 |
| | | 2 | 再生可能エネルギーの導入・普及啓発 |
| | | 3 | 地域環境の整備 |
| | | 4 | 資源循環型社会の形成 |
| | | 5 | 気候変動に対する適応策 |
| 2 | 資源循環 | 1 | ごみの減量化の推進及び限りある資源の有効活用 |
| | | 2 | 環境にやさしいごみの適正処理の推進 |
| 3 | 生物多様性 | 1 | 多様な生き物の保全及びその生息・生育環境(生態系)の再生と創造 |
| | | 2 | まちの緑を育む |
| 4 | 安全・快適 | 1 | 良好な大気・水質・土壌などの次世代への継承 |
| | | 2 | 人と環境に配慮した住まい・まちづくりの推進 |
| | | 3 | 身近な自然、歴史や文化の次世代への継承 |
| | | 4 | 自然災害や気候変動に対応したまちづくり・くらしの推進 |

| 行動目標 | | 施策 | |
|------|---------|----|-----------------------|
| 1 | 学びあい | 1 | 学びあうまちのしくみづくり |
| | | 2 | 環境学習都市を支える人材の育成 |
| | | 3 | 環境学習を推進する場の充実 |
| | | 4 | 環境に関する情報収集と公開 |
| 2 | 参画・協働 | 1 | 各主体の特性に応じた自律した活動を推進 |
| | | 2 | 各主体・各世代の参画と協働の推進 |
| 3 | 国際交流・貢献 | 1 | 世界の国々との環境を通じた協力や交流の推進 |
| | | 2 | 世界の人々への環境情報の発信 |

環境目標 1 低炭素

目標

地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素を削減するため、省エネルギーの促進及び再生可能エネルギー普及拡大を図り、低炭素社会の実現に向けた取り組みを進めます。

数値目標及び進捗状況

●平成30年度(2018年度)の温室効果ガス排出量は、基準年度である平成2年度(1990年度)と比べ、16.0%減少(目標は令和2年度(2020年度)に10.0%削減)

| | 平成2年度 1990年度 (基準年度) | 平成29年度 2017年度 | 平成30年度 2018年度 | 令和2年度 2020年度 (計画目標) |
|-------------------------------------|---------------------------|------------------|------------------|---------------------------|
| 温室効果ガス排出量 (t-CO ₂) | 1,740,475 | 1,685,047 | 1,461,223 | 1,570,640 |
| | | △3.2% | △16.0% | △10.0% |
| 電力排出係数 (kg-CO ₂ /kWh) | 0.353 | 0.435 | 0.352 | — |

※平成28年(2016年)4月から始まった電力小売自由化により、市域における電力使用量の把握が困難になったため、温室効果ガス排出量の算出に影響が出ています。このため、市民を対象にした「省エネ行動モニター事業」を実施し、省エネ行動によるエネルギー削減効果や社会情勢等を踏まえて、令和3年度(2021年度)に指標を定めます。それまでの間、引き続き「令和2年度(2020年度)の温室効果ガス排出量を平成2年度(1990年度)比10%削減」を目標としています。

現状

平成27年(2015年)に開催されたCOP21(気候変動枠組条約第21回締約国会議)において、地球温暖化対策の世界的な枠組みとして、全世界が産業革命以前に比べ、世界の気温の上昇を2°C以内にとどめ、できる限り1.5°C以内に抑えるという目標を掲げた「パリ協定」が採択され、平成28年(2016年)11月に発効しました。

令和元年(2019年)に公表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告においては、1.5°C以内に抑えるためには、「令和32年(2050年)までにCO₂の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。このため、国においては、令和2年(2020年)10月に、令和32年(2050年)までにCO₂の実質排出量をゼロ(カーボンニュートラル)にするとの政策目標を表明し、「脱炭素社会」の実現が明確な目標として示されました。本市においても、令和3年度(2021年度)の施政方針において、市長が「2050年ゼロカーボンシティ」を表明しており、地球温暖化の防止に向け、これまで以上に省エネルギーを推進するとともに、再生可能エネルギーの普及と利用拡大を図っていく必要があ

ります。

本市における平成30年度（2018年度）における本市の温室効果ガス排出量は、146.1万t-CO₂となり、基準年度である平成2年度（1990年度）と比較して16.0%減少しています。

東日本大震災以降、原発の停止に伴う電力排出係数が上昇したことにより、温室効果ガス排出量は上昇しましたが、近年は省エネの取り組みが進んだことや、電力排出係数の低下により減少傾向にあります。

本市における温室効果ガスの排出特性は、国や兵庫県と比較して、産業部門の割合が少なく、民生部門が多くを占める住宅都市としての特徴があります。

温室効果ガス排出量を部門別にみると、産業部門では、製造品出荷額の減少により製造業が基準年度比で67.9%減少しており、目標達成の主な要因となっています。一方、民生部門では、基準年度比で24.3%の増加となっています。近年は徐々に改善傾向にあるものの、依然として高い数値となっています。民生部門の内、家庭部門は基準年度比で31.7%の増加と高い数値となっており、電化製品の大型化、種類や保有台数の増加、世帯数の増加などが原因と考えられます。

運輸部門では、基準年度比で14.3%の増加となっています。主に、乗用車、特に軽自動車の増加によるものと推測されます。

廃棄物部門では、基準年度比で56.9%の増加となっています。一般廃棄物の焼却量は減少傾向にあるものの、プラスチック類（ビニールなど）の含有率が増加していることが影響していると考えられます。

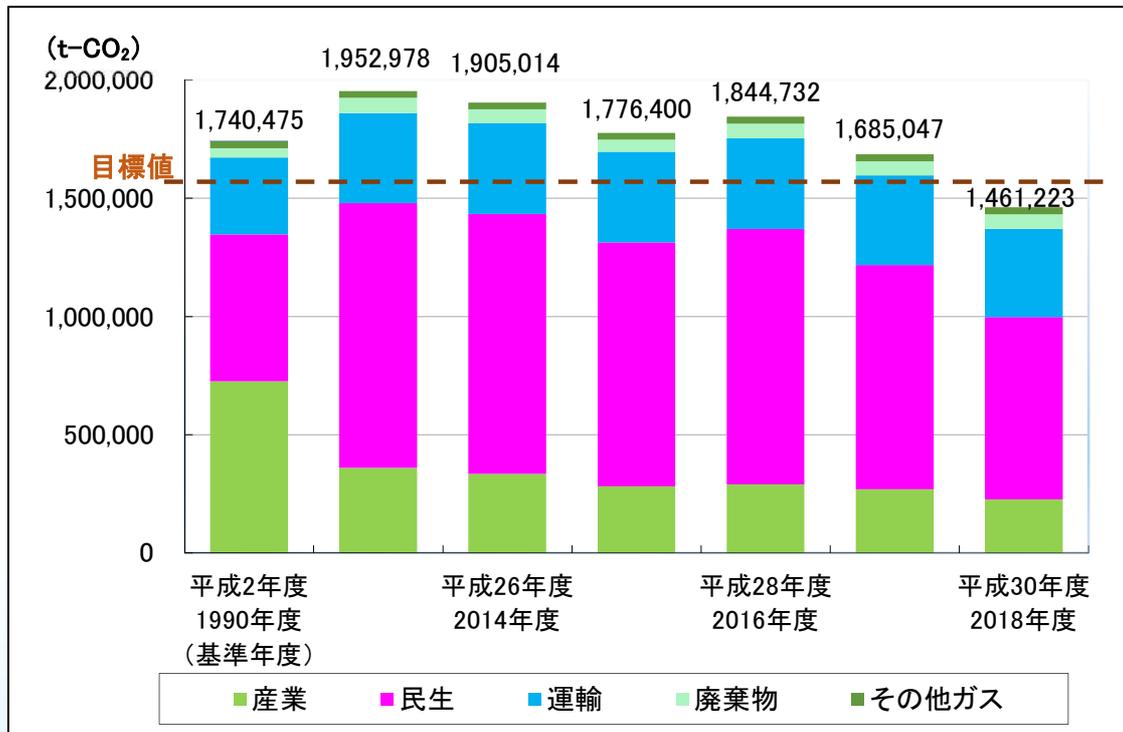


図1-1 市域の部門別の温室効果ガス排出量の推移

取り組み

1. 地球温暖化対策に関する全体的な取り組み

◆第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標の設定

市域の温室効果ガス削減に取り組み、地球温暖化対策を進めるため、令和元年（2019年）3月に第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しました。しかし、平成28年（2016年）4月から始まった電力小売自由化により、市域における電力使用量の把握が困難になったため、温室効果ガス排出量の算出に影響が出ています。このため、市民を対象にした「省エネ行動モニター事業」を実施し、省エネ行動によるエネルギー削減効果や社会情勢等を踏まえて、指標を定めるまでの間、前計画の「令和2年度（2020年度）の温室効果ガス排出量を平成2年度（1990年度）比10%削減」を目標としています。

なお、令和元年度（2019年度）から令和2年度（2020年度）にかけて、実行計画の新たな目標設定に向け、市域の電力使用量を推計するために、市民を対象にした「省エネ行動モニター事業」を実施しました。その結果を受けて、令和3年度（2021年度）中に目標設定をすることとしています。

◆西宮市役所E C Oプラン-第三次西宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）-の推進

市民・事業者の省エネ行動等に先んじて、市自らが率先して行動していくために、平成26年（2014年）10月に西宮市役所E C Oプラン-第三次西宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）-を策定し、市が行う事務事業について、温室効果ガス排出量を削減する取り組みを進めています。

この計画は、平成25年度（2013年度）を基準年度として、平成26年度（2014年度）から令和3年度（2021年度）までの8ヵ年で温室効果ガス排出量を8.0%以上削減することを目標としています。令和元年度（2019年度）は基準年度比2.0%の削減となっています。

表 1-1 市役所の事務事業に係る温室効果ガス排出量

| | 平成25年度 2013年度 (基準年度) | 平成30年度 2018年度 | 令和元年度 2019年度 | 令和3年度 2021年度 (計画目標) |
|-----------------------|----------------------------|------------------|-----------------|---------------------------|
| 温室効果ガス排出量 (kg-CO2) | 54,056,536 | 51,865,938 | 52,992,032 | 49,732,013 |
| | | △4.1% | △2.0% | △8.0% |

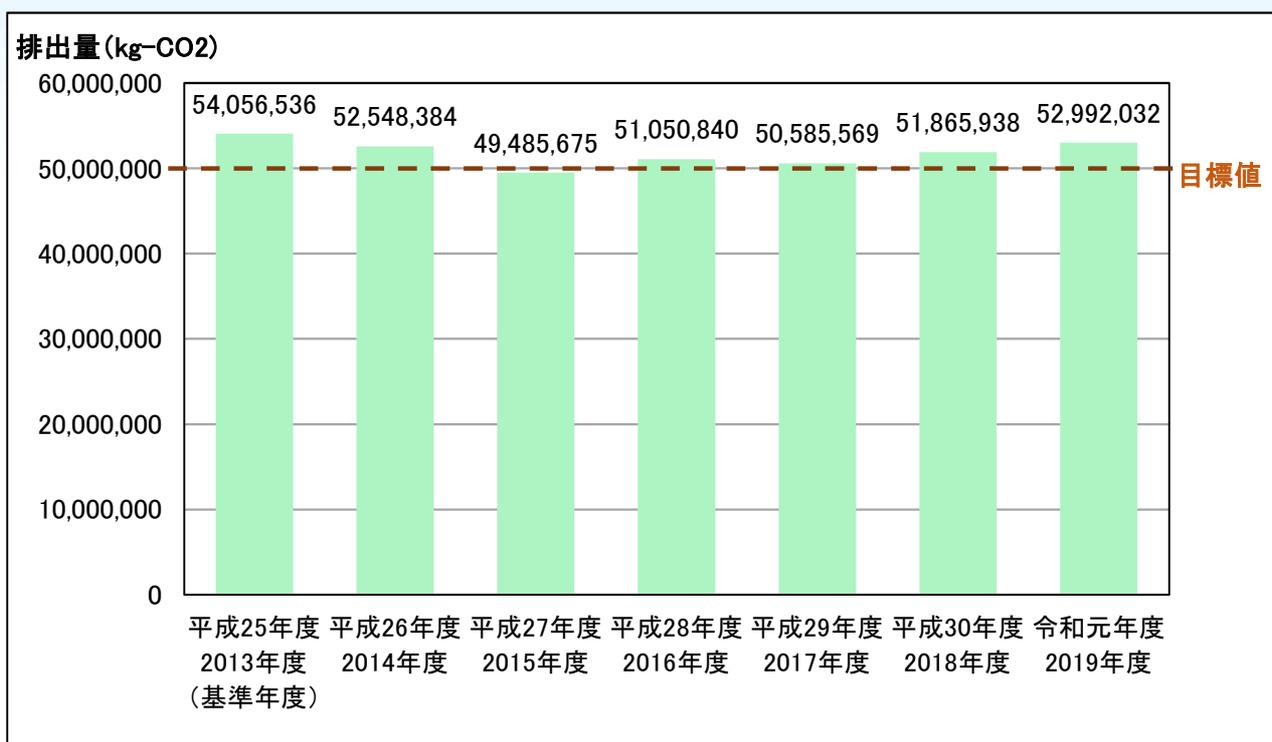


図 1-2 市役所の事務事業に係る温室効果ガス排出量の推移

◆ 「2050年ゼロカーボンシティ」の表明

地球温暖化対策の推進に関する法律で、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとしてされており、近年、脱炭素社会に向けて、2050年にCO₂の実質排出量ゼロに取り組むことを表明する地方公共団体、いわゆる「ゼロカーボンシティ」が増えています。本市においても、令和2年度に市長が「2050年ゼロカーボンシティ」を表明し、地球温暖化対策に向けた取り組みを進めていくこととしています。

◆ COOL CHOICE (クールチョイス) の推進

COOL CHOICE (クールチョイス) とは、CO₂などの温室効果ガスの排出量の削減のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資する「賢い選択」を促す、国を挙げての国民運動です。本市においてもこの取り組みに賛同し、自ら取り組むとともに、市政ニュースやホームページなどで市民や事業者にも周知しています。



図 1-3 クールチョイスロゴ

2. 省エネルギーの推進・普及啓発

◆市役所における省エネ行動の推進

・省エネの取り組みとして、毎年エコスタイルキャンペーン（夏季の省エネルギー対策）を実施しています。市が率先して軽装を実施することにより、来庁する市民や事業者にも地球温暖化防止及び省エネルギー対策への意識啓発とすることも目的としています。

・「西宮市環境マネジメントシステム」を運用し、環境に関する方針や目標を設定し、空調温度の適正化といった省エネなどのエコオフィス化に取り組んでいます。また、購入の必要性を十分に考え、環境に配慮した物品を優先的に購入する「グリーン購入」については、「西宮市グリーン購入推進ガイドライン」を策定し、市自らが率先して実施しています。

◆省エネ機器・改修の導入支援

・事業所における低炭素の取り組みを支援するため、省エネ診断または、エコアクション21の認証を受けた市内中小企業、小規模事業者に対し、省エネ設備導入に要する経費の一部を補助しています。また、競争入札参加資格審査格付け基準でエコアクション21の認証取得事業者に対して加点項目を設け、事業所による環境配慮の取り組みを促進しています。

・固定資産税において、省エネ改修を行った住宅に対する減額措置や、一定の要件を備えた再生可能エネルギー発電設備に対する軽減措置を設けています。

◆省エネ行動につなげる環境学習の推進

・本市における温室効果ガスの排出特性は、国や兵庫県に比べ、家庭部門が多くを占めますが、家庭部門の平成30年度（2018年度）の温室効果ガスの排出量は、基準年度比で31.7%の増加となっています。このため、ライフスタイルの転換など家庭でのエネルギー消費量を削減する取り組みが重要です。地球温暖化への関心を持ってもらうため、ソーラーカー体験、エコいえづくり体験ワークショップ、紙漉き体験、出前講座などを実施しています。令和2年度（2020年度）は、省エネ行動等に取り組む「省エネチャレンジ」を実施し、市民107人から応募がありました。また、北部図書館において、8月から9月にかけて「未来の地球のために今はじめようエコライフ」をテーマとした環境ブックフェアを開催し、パネル展示や環境問題に関する書籍紹介を行いました。

・食料が生産地から輸送される距離に輸送量をかけたものを「フードマイレージ」といいます。フードマイレージが高いほど、それに係る輸送や保存等に多くのエネルギーを消費しているということになります。地産地消の取り組みは、食料の消費に係る環境負荷を低



図 1-4 環境ブックフェア

減することにつながります。このため、本市では、市内の農家による農産物の即売会や食育の出前講座、学校給食に市内産の野菜を使うなど、地産地消の取り組みを進めています。

・誰でも身近で簡単に取り組むことができる、省エネなどエコな活動として「緑のカーテン」づくりの普及・啓発を行っています。令和2年度(2020年度)は、学校園などの公共施設へのカーテン用植物苗の配付による普及・啓発を行いました。



図 1-5 緑のカーテン

◆市有施設における省エネルギーの取り組み

・LEDは消費電力が少なく、導入することで、省エネルギー化によるCO₂の排出量を削減することができます。そのため、学校や保育所その他の市有施設において、改修時などに照明のLED化を進めています。今後、計画的なLED化に向けて、ロードマップを作成することとしています。

防犯灯は平成28年度(2016年度)に、公園灯は平成30年度(2018年度)に、それぞれLED化を完了しました。また、平成30年度(2018年度)より市道の道路照明灯のLED化を順次進めています。

・ESCO(Energy Service Company)とは、工場や事業所ビルにおける省エネルギーを推進するひとつのしくみです。ESCO事業者が施設の省エネルギーを請負い、削減された光熱水費の一部を請負の代価とすることで、依頼した側も請け負ったESCO事業者も利益を得ることができます。

本市では、これまで市内の防犯灯、総合福祉センターや介護老人保健施設「すこやかケア西宮」、大谷記念美術館においてESCO事業を導入しています。

3. 再生可能エネルギーの導入・普及啓発

◆住宅用太陽光発電設備の普及拡大

・家庭部門の省エネ促進のため、家庭用燃料電池システム(エネファーム)、定置用リチウムイオン蓄電池を導入した個人に設置費用の一部を補助しています。令和2年度(2020年度)は、家庭用燃料電池システム(エネファーム)228件、定置用リチウムイオン蓄電池78件の補助を行いました。

◆市有施設への太陽光発電設備の導入

・市有施設の新築や大規模改修を行う際には、太陽光発電設備を率先して導入することとしています。これまでに本市の公共施設 25 箇所(令和 3 年(2021 年) 3 月末現在)で太陽光発電設備を導入しています。また、環境学習用の太陽光発電設備を一部の学校に設置し、太陽光発電による発電量を表示するモニターを取り付け、児童への環境教育に役立てています。



図 1-6 香楯園小学校の太陽光発電設備

4. 地球環境の整備

◆次世代自動車・バスの普及促進

・電気自動車(EV)・燃料電池自動車(FCEV)・プラグインハイブリッド自動車(PHEV)など環境にやさしい次世代自動車・バスの普及を促進しており、市の公用車においても、次世代自動車の導入を進めています。

・低公害車の普及は、NO_x、PM等の排出ガス対策として有効ですが、CO₂排出量削減による地球温暖化対策としての効果もあります。このため、民間のバス・トラック事業者に対して、CNG(圧縮天然ガス)自動車購入時に補助を行い、低公害車の普及促進を図っています。



図 1-7 公用電気自動車

◆公共交通機関等の利用促進

・自家用車の利用に比べ、鉄道やバスなどの公共交通機関は、一人あたりのCO₂排出量が少ないことから、公共交通機関の利用を促進する環境整備が必要です。本市では平成 28 年度(2016 年度)に策定した「西宮市総合交通戦略」に基づき、市内路線バス停留所の上屋及びベンチの整備、ノンステップバスの購入補助など公共交通機関の利便促進や環境にやさしい交通ネットワークの形成を図っています。また、「ノーマイカーデー」や「マイバス・マイ電車の日」など公共交通機関への利用促進に向けての啓発を行っています。

・近年、モノや場所、サービスなどを多くの人と共有する「シェアリング・エコノミー」という取り組みが進んでいます。モノや空間などを共有することで、資源を効率的に活用し、ごみの発生量や温室効果ガス排出量の削減といった効果があります。シェアサイクルは、環境負荷の低い自転車を「共有」することで温室効果ガスの排出削減や資源の有効利用につながります。本市では、令和元年（2019年）7月から民間事業者と共同してシェアサイクルの利用動向調査を実施し、事業の効果や継続性を検証しています。



図 1-8 シェアサイクル

◆緑化の推進

・緑は、大気中のCO₂を吸収する役割を果たすことから、都市の緑を守り、次世代へ引き継ぐことが地球温暖化の防止につながります。本市では、「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略（2019～2028）」や「西宮市みどりの基本計画（2020～2029）」を策定し、それらの計画において緑化の推進を図っています。

・市民の参画と協働による公園・緑地の管理、生物多様性保全上重要な里地里山（ナシオン創造の森、甲山グリーンエリア、社家郷山）での保全活動の支援など、市民・事業者・行政の連携により市域における緑地の保全や緑化活動を実施しています。

5. 資源循環型社会の形成

・ごみの焼却処理により温室効果ガスが排出されることから、ごみを出さない循環型のライフスタイルに向けて、ごみの排出量を減らしていく必要があります。そのため、本市では、「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、2Rと分別・リサイクルを目標に掲げ、近年特に問題となっている食品ロスやプラスチックごみの削減などごみの減量に取り組んでいます。

・西部総合処理センター及び東部総合処理センター焼却施設では、ごみ焼却時に発生する蒸気を施設内の諸設備で使用するほか、蒸気タービンによる発電を行いCO₂排出量の削減を図っています。

6. 気候変動に対する適応策

・平成26年（2014年）に公表されたIPCCの第5次評価報告書では、世界の平均気温の上昇は避けられず、気温上昇を2℃未満に抑えられる可能性の高いシナリオでも、温室効果ガス排出量を2010年と比べて2050年までに40～70%削減し、2100年までにゼロまたはそれ以下にする必要があるとされています。

このため、温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行う「緩和」のみならず、既に起こりつつある、あるいは、将来予測される気候変動影響への防止・軽減の対策を行う「適応」

を同時に進めることが求められています。

本市では、「緩和」策のほか、多発する自然災害の対策として、防災に関する出前講座、防災マップの作成や自主防災組織への支援、浸水対策であるオンサイト・オフサイト貯留施設の整備、気候変動により増加の恐れがある熱中症・蚊媒介感染症に関する情報提供などの「適応」策を実施しています。



図 1-9 緩和策と適応策（出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT））

環境目標2 資源循環

目標

循環型社会の構築に向けて、2R と分別・リサイクルの推進により、資源を有効活用し、ごみを少なくする取り組みを進めます。

数値目標及び進捗状況

●令和2年度（2020年度）のごみ総排出量は、基準年度である平成28年度（2016年度）と比べ、6.3%減少（目標は令和10年度（2028年度）に10.8%削減）

| 目標 | 内容 | 平成28年度 2016年度 (基準年度) | 令和元年度 2019年度 | 令和2年度 2020年度 | 令和5年度 2023年度 (中間目標) | 令和10年度 2028年度 (計画目標) |
|----|---------------------------------------|----------------------------|-----------------|-----------------|---------------------------|----------------------------|
| 1 | ごみ総排出量 (g/人・日) | 976 | 948 | 916 | 915 | 871 |
| | | | △2.9% | △6.3% | △6.3% | △10.8% |
| 2 | 最終処分率 (%) | 13.1 | 12.3 | 12.9 | 12.4 | 11.9 |
| | | | △0.8P | △0.2P | △0.7P | △1.2P |
| 3 | 温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂) | 44,953 | 63,549 | 63,344 | 37,759 | 32,322 |
| | | | +41.4% | +40.9% | △16.0% | △28.1% |

現状

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムにおいて、天然資源の枯渇や廃棄物の増加による最終処分場の不足、プラスチックごみによる生物や生態系への悪影響など様々な問題が発生しています。

本市では、令和元年（2019年）3月に、一般廃棄物処理基本計画を改定し、ごみを発生させない社会の確立や分別の徹底とリサイクルの推進、適正で効率的なごみ処理体制の構築を基本方針として、ごみの減量に向けた取り組みを進めています。本計画では、平成28年度（2016年度）を基準年度とし、目標年度である令和10年度（2028年度）までに「ごみ総排出量10.8%削減（1人1日871g）」、「最終処分率11.9%」、「温室効果ガス排出量28.1%削減」の3つを指標としています。

令和2年度（2020年度）における本市のごみ総排出量（1人1日あたり）は、915gとなり、基準年度と比較して6.3%減少しており、中間年度の目標値を達成しています。

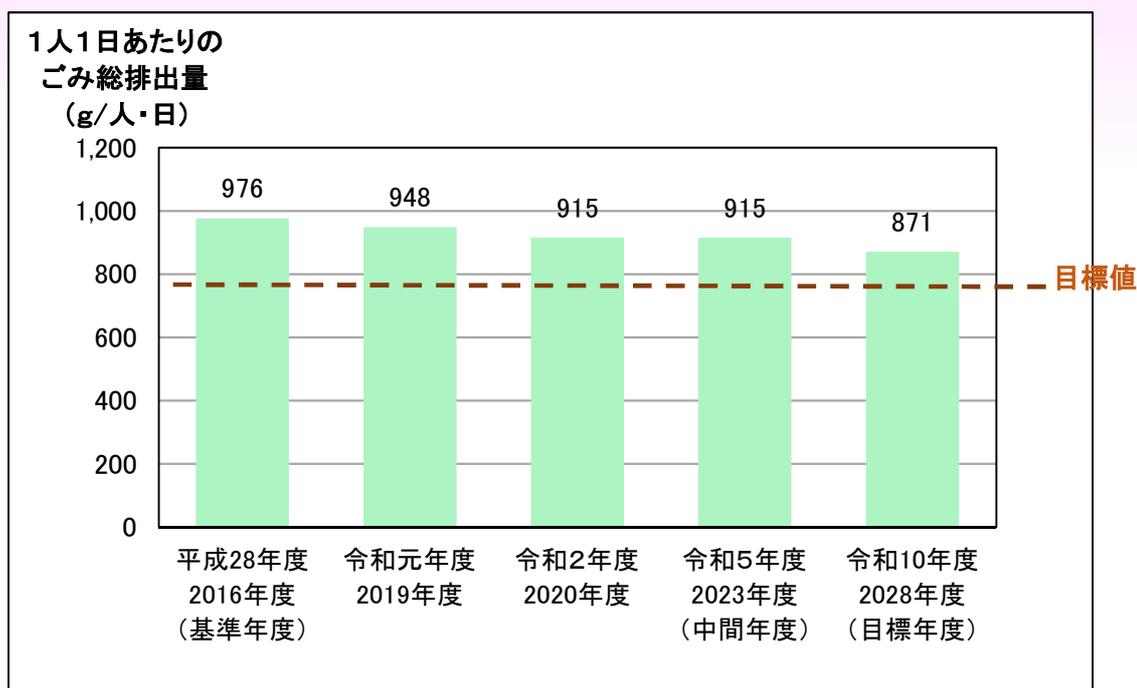


図 2-1 ごみ総排出量（1人1日あたり）の推移

また、令和2年度（2020年度）の最終処分率は、12.9%で、基準年度に比べて0.2ポイントの減少となっています。

一方、令和2年度（2020年度）の廃棄物処理時における温室効果ガス排出量は、63,344t-CO₂となっており、基準年度と比較して40.9%増加しています。

さらなるごみの減量化に向けて、市民・事業者とともに、廃棄物の発生抑制、再利用や再生利用、ごみの適正処理の取り組みを進める必要があります。

取り組み

1. ごみの減量化の推進及び限りある資源の有効活用

◆ごみの分別収集・資源化

・ごみの減量化と資源の有効利用のため、ごみの分別収集及び資源化を行っています。可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、ペットボトルについては本市の焼却施設、破碎選別施設及びペットボトル処理施設において、その他プラについては民間事業者の施設において、中間処理を行った後、再資源化事業者に引き渡し、資源化しています。資源A（新聞・ダンボール・古着等）・資源B（雑誌・チラシ等）についても、収集したものを民間事業者に引き渡し、資源化を行っています。

・ごみの減量と分別排出の徹底を促進するため、ごみ排出時の指定袋制度の導入に向けた取組とごみの分別区分の見直しを進めています。令和2年度（2020年度）は、指定袋制度の導入及び分別区分の見直しに係る意見提出手続（パブリックコメント）を実施したほか、生活系ごみ用指定袋のデザインを募集しました。

・貴金属やレアメタルなど貴重な資源が含まれている使用済小型家電については、市内の35箇所に回収ボックスを設置するとともに、宅配回収サービスを行い、回収したものは再資源化事業者へ引き渡し、資源化しています。令和2年度（2020年度）は約33tの回収量がありました。

・ごみの減量、資源の有効利用及びごみ問題に関する意識の高揚を図るため、資源の集団回収を実施する団体等に対して、再生資源集団回収実施団体奨励金を交付しています。令和2年度（2020年度）は約9,400tを回収し、583団体へ奨励金を交付しました。



図 2-2 使用済み小型家電回収ボックス

◆ごみを出さないライフスタイルの普及

・ごみを出さない「循環型ライフスタイル」の定着に向け、特に使い捨て容器ごみを削減する取り組みとして、マイバッグやマイボトルの利用を推進しています。

・レジ袋を削減するため、「西宮市レジ袋削減推進委員会」を設置し、レジ袋削減に賛同いただける事業者と協定を締結しています。令和2年度（2020年度）末現在、協定締結事業者は17事業者57店舗となっています。

・協定を締結した事業者の店舗において、啓発品の提供や、ポスターの掲示などを行い、地域の団体と協力しながらマイバッグの持参を呼び掛け、レジ袋の削減を進めています。

・資源物の回収促進、買い物袋持参運動、再生品の使用や販売など、ごみの減量化、再資源化に取り組む事業所をスリム・リサイクル宣言の店として指定し、市のホームページにて紹介しています。



図 2-3 レジ袋削減運動
(令和元年度実施の様子)

◆食品ロス削減の促進

・食品ロスの削減を図るため、イベントや出前講座などを通じて啓発を行っています。また市内飲食事業関係者に対し、啓発ポップの設置及び食品廃棄物の減量への協力をお願いしており、市のホームページにて、協力事業者を紹介しています。

・令和2年度（2020年度）は、市内の食品系スーパーマーケット4事業者20店舗で、常設型フードドライブを実施しました。例年は、にしのみや市民祭りや消費生活展で食品ロスの削減協力を呼びかけていますが、令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。

・市が備蓄している賞味期限の近い非常食を防災意識の啓発も兼ねて有効活用するため、小中学生に配布する取り組みを行いました。



図 2-4 食品ロス削減の啓発ポップ

◆プラスチックごみの削減

・プラスチックは軽量で耐久性が高く、安価で大量生産がしやすいことから、私たちの生活に欠かせない物となっています。

その一方で、プラスチックによる海洋汚染や生態系への影響、地球温暖化などの問題が生じています。そのため、プラスチックがもたらす海洋汚染などの環境への影響について、私たち一人ひとりが身近な問題として向き合い、日々の生活や事業活動の中でできることから積極的に取り組んでいくことが求められています。

本市では、令和3年度（2021年度）の施政方針において、市長が「プラスチックごみ削減運動の推進」を表明しており、全市的及び市役所のプラスチックごみ削減に向けた取り組み方針の策定と推進、マイボトルの持参を促進するための給水スポットの整備を進めることとしています。

・「プラスチック・スマート」とは、環境省が立ち上げた、海洋プラスチック問題の解決に向けた幅広い主体による連携した取り組みを後押しするキャンペーンです。本市もこの取り組みに賛同し、プラスチックごみの削減に向けた取り組みを推進しています。



図 2-5 プラスチックスマートロゴ

◆再利用の取り組み

・水路清掃により集めた土砂の有効利用のため、土砂の一部を消毒処理し「園芸用土砂」としてイベント時等に配布したり、図書館で活用できなくなった図書を市民に無料配布するなど、廃棄物の減量と資源の有効活用に取り組んでいます。

◆循環型社会の形成に向けた環境学習の推進

・持続可能な資源循環型社会の形成に向け、ごみ減量・再資源化の大切さを理解してもらうために、地域・学校への出前講座を実施しています。令和2年度（2020年度）は、小学校12校で1,265人が参加しました。

・子どもから大人までの幅広い世代に、ごみの行方や地球温暖化のしくみについて理解してもらい、ごみ減量や地球温暖化防止に向けた取り組みの意義を伝えるために、環境啓発冊子「地球のために、考えよう！ー地球温暖化とごみー」を作成しました。

・60歳以上の市民を対象とした西宮市生涯学習大学「宮水学園」では、近年、世界でも問題となっている海洋プラスチックごみに関する講座を実施しました。

・企業と連携して「親子で環境バスツアー」を実施し、循環型社会の推進についての理解向上を図っています。令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。

・西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、ごみ減量・再資源化の推進に向けた地域のリーダーとして、また市民と行政のパイプ役として、ごみ減量推進員制度を設けています。令和2年度（2020年度）はごみ減量・リサイクルの地域リーダーとして517名のごみ減量推進員に対し委嘱を行いました。

・西部総合処理センター、東部総合処理センターでは、ごみ処理のしくみを知ってもらうため、ごみ処理場の施設見学を受け入れています。

・令和2年度（2020年度）には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設見学の受入れを中止しましたが、代替措置として「西宮市のごみ処理施設」のDVDを作成し、市内公立小学校に配布しました。

・小学生・中学生を対象に環境ポスター展を実施し、子どもたちの環境問題やごみ減量、リサイクルに対する関心を高めるとともに、優秀なポスター作品を啓発資料に活用しています。令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。

◆市民への啓発

・毎年開催しているにしのみや市民祭りにおいて、エコステーションを設置し、市民にごみの分別をよびかけています。令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民祭りは中止となりました。

・西部総合処理センター内のリサイクルプラザでは、資源の再利用化の意識高揚を図るため、粗大ごみの中から使用可能な家具等を再利用し、必要とされる方に無償で提供しています。令和2年度（2020年度）は、19,614人が来場し、再利用件数は7,155件でした。



図 2-6 リサイクルプラザの様子

また、リサイクルプラザでは、毎年10月に粗大ごみの中から自転車や家具など簡単な点検や修理により使用可能なものを展示する「いきいきごみ展」を開催し、資源の大切さを啓発しています。令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。

・平成29年（2017年）4月より、ごみカレンダーや分別マニュアルなどの情報を提供するごみ分別アプリ「西宮版ごみの日ナビ」を配信し、適切にごみと資源の分け方、出し方について周知を図っています。

・令和2年7月1日からレジ袋の有料化がスタートしました。この啓発の一環として、市内大型複合施設や鉄道駅にデジタルサイネージのポスターを掲出し、市内事業者と連携して市民に向けた啓発を行いました。



図 2-7 デジタルサイネージ

◆事業系ごみの減量

・事業系一般廃棄物の減量を目指し、リサイクルできる事業系古紙類の分別を呼びかけ、「事業系古紙類モデル地区回収」として、無償回収を行っています。令和2年度（2020年度）末現在、26事業者が参加しています。

・市内の事業者を対象に、事業系一般廃棄物の再資源化、減量を推進するため、年1回、特定事業者に該当する事業者の廃棄物管理責任者を対象とした事業系一般廃棄物研修会を実施し、分別の徹底、継続と一層の減量化・再資源化を啓発しています。令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。

・事業系廃棄物の減量と適正処理を推進するため、市内の大型複合商業施設の管理者へ廃棄物減量の協力依頼を行うとともに、テナント等へのアンケートの実施や、廃棄物減量に係る調査を実施しています。なお、令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、店舗の休業などが相次ぎ実施できませんでした。



図 2-8 事業系一般廃棄物研修会
（令和元年度実施の様子）

◆市の率先行動

・市では「西宮市環境マネジメントシステム」を運用し、環境に関する方針や目標を設定し、率先して廃棄物を削減するなどのエコオフィス化に取り組んでいます。また、購入の必要性を十分に考え、環境に配慮した物品を優先的に購入する「グリーン購入」を、市自らが率先して実施しています。

・紙類の資源化及びごみの発生抑制を促進するため、庁内で発生する古紙類、機密文書類、保存期間満了文書等を業者に引き渡し、資源化を行っています。令和2年度（2020年度）

は、約 124t の資源化を行いました。

2. 環境にやさしいごみの適正処理の推進

◆一般廃棄物の適正処理

・ごみの円滑な処理体制を維持するため、中間処理施設として、西部総合処理センター及び東部総合処理センターの管理・運営を行っています。この2施設に、家庭や事業所から排出される一般廃棄物を搬入し、焼却・破碎・選別などの中間処理及び資源化物の回収を行っています。



図 2-9 西部総合処理センター

・西部・東部総合処理センターへごみ収集車で搬入された燃やすごみに、不適物が混ざっていないかを調べる「展開検査」を随時実施し、不適物混入があれば対象事業者へ発生を通知し、廃棄物の適正な排出について協力を依頼しています。令和2年度（2020年度）は、口頭注意4件、文書指導7件を対象事業者へ通知を行いました。また、不適正処理事案があった場合は、個別に適正処理の啓発を行っています。

・不法投棄に対しては、国・県・市の関係16機関からなる「不法投棄防止協議会」を設置し、防止策・啓発方法の検討や、パトロール・不良ごみステーションの巡回清掃を実施しています。令和2年度（2020年度）の不法投棄処理件数は903件でした。

・古紙やアルミ缶等の資源持ち去り行為に対して、「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を一部改正し、平成29年（2017年）11月から資源物の持ち去りを禁止しています。啓発パトロールも実施し、令和2年度（2020年度）はパトロールにより11件の指導を行いました。

◆ごみ処理施設におけるエネルギーの有効活用

西部総合処理センター、及び東部総合処理センター焼却施設において、ごみ焼却時に発生する蒸気を施設内の諸設備で使用するほか、蒸気タービンによる発電を行っています。令和2年度（2020年度）は、472,555 t の蒸気利用・55,936,000 kWh の発電を行いました。

環境目標3 生物多様性

目標

あらゆる主体と連携し、まち、山、川・池沼、海の自然環境を守り、生物多様性を高めるための取り組みを進めます。

数値目標及び進捗状況

●令和2年度（2020年度）末の市内で生息・生育が確認されている生き物の種数は前年度より101種増加したため、基準となる平成24年（2012年）3月末時点より701種増加

| | 内容 | 現状 (令和2年度(2020年度)実績) |
|------|--|---|
| 長期目標 | ① 市内で種の絶滅を招かない 392種(令和元年(2019年)1月時点) | 現在、絶滅した種は認定されていない |
| | ② 市内における生き物の生息・生育状況を把握する 平成24年(2012年)3月末時点:3,637種 | 令和3年(2021年)3月末時点:4,338種 (昨年度より101種追加) |
| 短期目標 | ① 市内で生息・生育が確認されている生き物の種数の増加(在来種が対象) | 令和2年度(2020年度)追加種数:101種 ※在来種:95種 外来種:3種 保留:3種 |
| | ② 市民等の生物多様性への関わりの拡大 | 平成30年度(2018年度)(戦略見直し年):11,736人 令和2年度(2020年度)(戦略2年目):257人 |

短期目標の(2)の内訳

| | 内容 | 平成30年度 (2018年度) | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) |
|------------------|----------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 生物調査関係 | 写真の応募数(延人) | 55 | 174 | 68 |
| | 生きもの調査隊での生きもの 情報登録数(延人) | 4,966 | 111 | 39 |
| | いきものはっけん(夏) | 1,492 | 1,000 | 0 |
| | いきものはっけん(冬) | 1,283 | 806 | 0 |
| 甲山自然環境 センター関係 | 養成講座 | 76 | 130 | 0 |
| | ボランティア活動 | 655 | 615 | 0 |
| | イベント・その他 | 3,209 | 2,964 | 150 |
| | 合計(人数) | 11,736 | 5,800 | 257 |

※写真の応募数及び生きもの調査隊での生きもの情報登録数は、1件=1人として換算し、延人数として数えています。

現状

本市は、大阪、神戸という大都市の中間にありながら、北部には六甲山系、南部には野鳥が飛来する貴重な干潟や自然海浜、またその 2 つをつなぐ軸となる武庫川、夙川などの豊かな自然に恵まれており、多様な動植物が生態系を構成しています。

しかしながら昨今、人間活動や開発行為による影響、地球温暖化による影響などにより、豊かな自然や生物の多様性に及ぼす影響が懸念される事態が進行しています。

こうした状況を踏まえ、平成 24 年（2012 年）3 月には、市内の自然環境や生物多様性に関してこれまでに実施してきた取り組みを体系的に整理し、市民・事業者・行政が共有できる基本指針として「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略」（以下「戦略」という。）を策定しました。その後、昨今の社会情勢や、本市における関連計画の改定などを受け、平成 31 年（2019 年）3 月に見直しを行っています。

この戦略では、将来像の実現に向けた 2 つの長期目標と、2 つの短期目標を掲げています。令和 2 年度（2020 年度）末時点での進捗状況は上記のとおりです。

長期目標では、現在、絶滅した種は認定されていません。市内で確認された生き物は、令和 2 年度（2020 年度）には 101 種追加され、4,338 種となっています。基準となる平成 24 年（2012 年）3 月末時点より 701 種追加となりました。

短期目標のうち、市民などの生物多様性への関わりの拡大を図る指標に関して、令和 2 年度（2020 年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各種活動が中止になったことにより、大幅に減少しています。

今後、戦略の更なる推進を目指すためには、これまでの取り組みに加え、市民団体等の行政以外の活動を広く把握し、対外的に発信することや、各ボランティア団体の活動を情報共有できるような場を設け、活動の更なる発展につなげることが重要です。

取り組み

1. 多様な生き物の保全及びその生息・生育環境（生態系）の再生と創造

◆重要里地里山における保全活動支援

平成 27 年（2015 年）12 月に環境省より「生物多様性保全上重要な里地里山」として全国で 500 箇所が選定され、そのうち本市では、ナシオン創造の森（国見台 1 号緑地）、甲山グリーンエリア、社家郷山の 3 箇所が選定されました。

その内、甲山グリーンエリアでは、「甲山グリーンエリア地域連携保全活動計画」を平成 26 年（2014 年）3 月に策定し、市民・事業者・行政等各主体の協働により里山林の整備や湿原での落ち葉かき、間伐材を利用した薪づくりなどを行うことで、森林資源を循環利用する都市型里山として保全活動を進めています。

また、林野庁が実施する森林・山村多面的機能発揮対策交付金に随伴し、1 団体に助成を行いました。

◆市民参画による公園・緑地の管理

・ナシオン創造の森での里山の保全や、甲子園浜や御前浜での海浜植物の保全など、市民ボランティアによる生物多様性保全の活動が継続的に行われています。

・公園の清掃等管理業務については、地域の自治会等に委託することで、地域の目の届く公園管理が可能になると考えています。令和2年度（2020年度）現在、市内の公園の内255箇所を合計200団体に委託し、清掃や草刈りなどを通じ、公園を地域の財産として守り育てていただいています。

◆ナラ枯れ被害後の森林整備等のあり方の検討

ナラ枯れとは、カシノナガキクイムシによって、ブナ科の樹木の内、ナラ類やシイ・カシ類が集団的に枯れる伝染病です。

本市では、平成24年度（2012年度）に社家郷山キャンプ場周辺の2本のコナラで初めてナラ枯れの被害が確認されました。その後、平成28年度（2016年度）には、2,077本が確認され市内全域に被害が拡大しました。被害木については、危険木を中心に伐倒・くん蒸処理などを行っており、近年は減少傾向にあります。今後も引き続き経過観察が必要です。



図 3-1 ナラ枯れ被害の様子

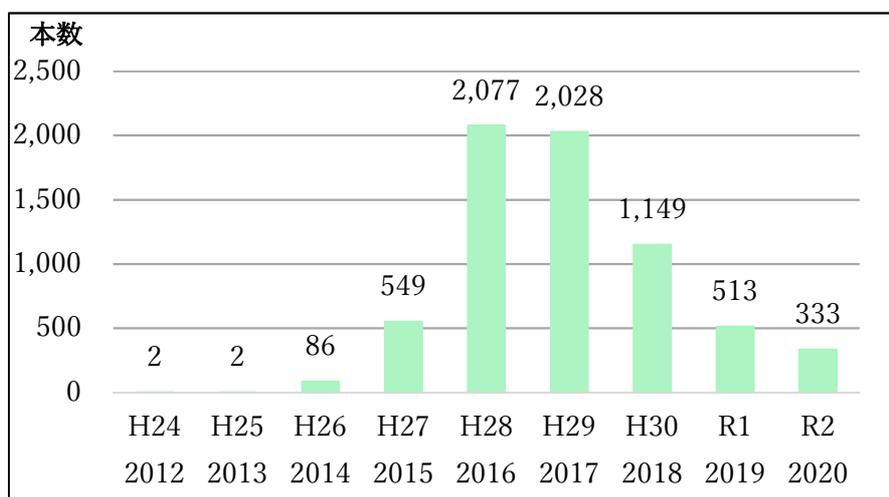


図 3-2 ナラ枯れ被害本数の推移

◆「自然と共生するまちづくりに関する条例」に基づく自然保護地区等の指定

・貴重な自然環境や生き物の生息・生育地については、自然保護地区や生物保護地区の指定により引き続き保全します。



図 3-3 仁川自然保護地区

| | |
|--------|--------------------------------|
| 自然保護地区 | 剣谷自然保護地区、仁川自然保護地区（合計約 24.28ha） |
| 生物保護地区 | 甲山湿原、甲子園浜（合計約 17.09ha） |

なお、甲子園浜は国の鳥獣保護区に指定されています。

・歴史や文化を伝える社寺や大学、まちなかの貴重な樹林や巨木については、令和 3 年(2021 年) 3 月現在、景観樹林保護地区（26 地区、合計約 16.3ha）や保護樹木（132 本）に指定し、所有者と連携して保全しています。

◆生物多様性関連施設における取り組み

◇北山緑化植物園

・広さ 9 ヘクタールもある北山緑化植物園には、優雅な数寄屋造りの北山山荘や、友好都市・中国紹興市の名園・蘭亭内にある「墨華亭」をイメージした建物である北山墨華亭などが設けられ、花と緑を楽しみ、学べる拠点となっています。緑の相談所では専門員による園芸相談が行われ、園内花壇では、地域緑化や家庭園芸の参考となる見本展示が充実しています。また、花と緑の教室では、自然観察やクラフトなど大人から子どもまで楽しめる講座を年間 20 回ほど開催しています。

◇植物生産研究センター

・北山緑化植物園内にある植物生産研究センターでは、植物バイオテクノロジーを活かし、本市の環境に合った新品種「西宮市オリジナル植物」を開発・展開しています。令和 2 年度（2020 年度）には、「宮の雛桜」が新品種のサクラとして加わりました。

・枯れ木を伐採した後の山の斜面などでは、降雨により土砂の流失が懸念されます。そのため、防災・減災緑化の取り組みとして、市民ボランティアと協力して植物生産研究センターで増殖したコバノミツバツツジを試験植栽し、その結果をモニタリング調査し、植栽マニュアルを作成しました。

・夙川河川敷緑地には、樹齢百年を越える立派な松や、市の花である桜がたくさん植えられており、「さくらの名所 100 選」にも選ばれています。平成 22 年度（2010 年度）から市民ボランティア「きのこクラブOB会」、「ガーデンクラブ自主活動グループ バイオII」と協働で、松樹・桜樹の健全化事業を実施しています。また、植物生産研究センターでは、甲山湿原や社家郷山等に自生する野生植物を増殖・育成し、関連施



図 3-4 西宮市オリジナル植物
（宮の雛桜）

設内で展示するほか、令和2年度（2020年度）は、御前浜海浜公園内に自生するハマヒルガオ、コウボウシバの株分けによる増殖・育成を行いました。

◇貝類館

・貝類館は、2,000種・5,000点の世界の貝をわかりやすく展示した貝類専門の博物館です。平成28年度（2016年度）には、平成11年（1999年）の開館以来初の大規模な改修が行われ、より見どころのある施設としてリニューアルし、館内イベントや野外での観察会等も積極的に催しています。令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年より事業実施回数が減少しましたが、ワークショップ（14回／参加者計595人）、講座・実習（11回）などを催しました。



図3-5 貝類館

◆特定外来生物の対応

生態系や市民生活に大きな影響を与える外来生物については、適切な対応を行うことが必要です。

本市では、特定外来生物であるアライグマやヌートリアによる被害を受けられている方に、一定の条件の下に捕獲箱を貸し出し、家屋侵入や農作物の被害などの拡大防止に取り組んでいます。

市内では、上記の他に、オオキンケイギク等の特定外来生物が確認されており、市民ボランティアによる除草活動も行われています。

特定外来生物の駆除については、国や県の動向を注視しつつ、今後も状況把握に努めるとともに、市民に対して外来生物問題に関する情報を発信していくことが必要です。

◆情報共有とあらゆる主体による調査体制のしくみづくり

生物多様性の評価には、市内広域で動植物の現状把握に努める必要があります。

市民が気軽に生き物調査を行い、その情報を共有できるツールとしてホームページ「未来につなぐ 西宮の自然」を公開し、随時、報告を受けています。また、専門家による自然調査も例年行われ、令和2年度（2020年度）は甲山湿原の現況を調査しました。また、市民ボランティアとともに、津門川における生物調査を実施しました。

◆環境学習事業

◇ビオトープ◇

・ビオトープや観察池は、生き物の移動の中継地や、子どもたちが自然に触れ合える身近な場として重要な役割を果たしています。本市では、学校園や保育所でのビオトープの整備・活用を推進しており、市内の公立保育所では、在来種によるビオトープ（池）などが設置されています。

・廃校となった小学校跡施設活用の一つとして、船坂里山学校においても、プール設備を活用したビオトープを一般公開しています。



図 3-6 甲東北保育所の
ビオトープ

◇自然体験◇

市立小学校3年生を対象とした自然にふれあう環境体験事業や、市立小学校5年生を対象とした4泊5日の宿泊研修（令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1日単位の日帰り研修。）を行う自然学校推進事業を実施しています。人や自然とのふれあいを通して、心身ともに健康な児童の育成を図っています。

また、就学前後の子どもたちを対象にした遊び場であるみやっこキッズパークでは、田植えや稲刈りなども体験できます。なお、令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、各種体験イベントは中止となりました。



図 3-7 北夙川小学校の
環境体験事業

◇保全・保護活動◇

・絶滅の危機が増しているモリアオガエル保存のため、市立山口中学校の生徒を中心に、保護増殖事業及び普及活動を実施しています。

・動物の適正飼育の指導のため、例年であれば夏休み期間に小学生とその保護者の市民を対象に「動物管理センター見学会」を行い、その中で命の大切さや動物についての正しい知識を学ぶ「ふれあい教室」を実施していますが、令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。

その他、市政ニュースやさくらFMで動物愛護と適正飼育の啓発を行いました。

◆社寺林や伝統産業の保全

・広田神社のコバノミツバツツジ群落は昭和44年（1969年）に兵庫県の天然記念物に指定されました。市民主体の広田山コバノミツバツツジ群落保存会では、落ち葉かき、下草刈りなどを通じて、広田山コバノミツバツツジの保全活動を継続的に進めています。



図 3-8 コバノミツバツツジ

・名塩和紙学習館では、国指定重要無形文化財「名塩雁皮紙」について、理解を深めてもらうため、団体の受入れ及び解説などを実施しています。令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「郷土資料館紙すき教室」は中止しました。

◆宮水の保全

本市は、日本有数の酒どころとして知られており、その酒造りを語るうえで「宮水（みやみず）」は欠かせない存在です。西宮の天然資源であるこの水を後世に伝えていくため、本市では宮水保全条例を制定しています。一定の条件を満たす開発事業について、灘五郷酒造組合との協議など必要な手続きを定めることで、地場産業である清酒造りに欠かすことのできない宮水（地下水）の保全を行います。

2. まちの緑を育む

◆フラワーフェスティバルの開催

花や緑を愛し育てることを通じて、地域コミュニティを育み、互いに協力し、「心の通ったみどりあふれるまちづくり」の推進を目指して、毎年フラワーフェスティバルを開催しています。このフラワーフェスティバルは、市役所前の六湛寺公園において、平成12年（2000年）から開催しているものです。令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止しました。

◆公有地の緑化

・都市緑化の推進及び沿道道路、都市景観の向上のため、植樹柵を設けています。令和2年度（2020年度）は、競馬場線で25箇所、鳴尾今津線で7箇所の植樹柵を設置しました。

◆民有地の緑化

・緑あふれる美しいまちにするため、都市緑地法（旧：都市緑地保全法）に基づいて、住民自らが緑化に関し取り決めを締結できる緑地協定があります。令和3年（2021年）3月現在、本市では、創造の丘ナシオン（東山台、国見台）、名塩さくら台、夙川セントテラス秀麗の丘（高塚町）合計15区域で緑地協定が締結されています。

・潤いのある緑豊かな美しいまちづくりを推進するため、住宅専用敷地内に『接道緑化』、

『壁面緑化』、『屋上緑化』をされる方に対して住まいの緑化助成制度を設けています。令和2年度（2020年度）は、27件の助成を行いました。

◆地域における緑化活動の支援

地域のコミュニティづくりの一環として、住民自らの手による花と緑のあるまちづくりを図るために、緑化活動団体に対し、花壇の基盤づくりや花苗の支給、技術指導などを行い、活動を支援する花のコミュニティづくり事業を実施しています。令和2年度（2020年度）は、84団体に対し支援しました。

◆はなパル・にしのみや（旧名称：花と緑のまちづくりリーダー）の育成

『はなパル・にしのみや』は、選任講習を履修後、地域で率先して緑化活動に取り組むとともに、各種団体に対する技術指導・助言、市の緑化事業の普及・啓発活動など行政と連携して活動する方々です。令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、選任講習は実施しませんでした。

日ごろの地域での緑化活動の他、市主催の緑化イベントや学校でのさし芽・鉢上げ教室の運営などで活躍しています。

◆市民農園整備・農業体験推進事業

「市民農園」とは、レクリエーションなどの目的で、小面積の農地を利用して野菜や花などを育て、食や農に親しむ農園（貸し農園など）のことをいいます。本市では、農家と地域の皆さんのふれあいの場として、また土に親しみ自然にふれる場として、令和2年度（2020年度）現在、市内5箇所にて200区画の市民農園を開設しています。



図 3-9 市民農園

環境目標 4 安全・快適

目標

良好な大気・水質・土壌などを次世代に引き継ぎ、人や環境にやさしい安全で快適な社会の実現に向けた取り組みを進めます。

数値目標及び進捗状況

●わがまち美化活動の延べ参加率^{※1}の令和2年度（2020年度）の実績は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5.73%に留まり、前年度実績（17.3%）から大幅に減少。

| | 令和元年度 2019年度 | 令和2年度 2020年度 | 令和10年度 2028年度 (計画目標) |
|-------------------|-----------------|-----------------|----------------------------|
| わがまち美化活動 延べ参加率 | 17.3% | 5.7% | 20.0% |

※1 わがまちクリーン作戦など、地域・学校等で、まちをキレイにする活動のことで、市の人口に対する活動人数の割合。（複数の活動の参加者を含むため、延べ参加率で計算しています。）

現状

1. 大気汚染の状況

大気汚染の発生源としては、工場や事業場からの固定発生源と自動車や航空機等の移動発生源があります。大気汚染物質のうち環境基準が設定されているものとして、二酸化硫黄（ SO_2 ）、二酸化窒素（ NO_2 ）、一酸化炭素（ CO ）、光化学オキシダント（ O_x ）、浮遊粒子状物質（ SPM ）及び微小粒子状物質（ $\text{PM}_{2.5}$ ）があります。西宮市では、地域の代表的な大気の状態を把握するための一般環境大気測定局6局と、自動車排出ガスを対象とした自動車排出ガス測定局5局を設置し、常時監視測定を行っています。

二酸化窒素（ NO_2 ）と浮遊粒子状物質（ SPM ）は、減少もしくは横ばいの傾向にあり、全測定地点で環境基準値を達成しています。微小粒子状物質（ $\text{PM}_{2.5}$ ）は観測を始めた平成23年度（2011年度）以降、減少傾向にあり、令和2年度（2020年度）は全測定地点で環境基準を達成しました。

光化学オキシダント（ O_x ）は、経年変化をみると、近年緩やかな増加傾向にあり、全測定地点で環境基準を超えています。近年の光化学オキシダント濃度の上昇の原因として、中国など大陸から光化学オキシダントの生成原因物質が日本上空に流れ込んでくる問題など



図 4-1
大気汚染常時監視測定局

が考えられ、全国的にみても環境基準はほとんど達成できていない状況です。

表 4-1 令和 2 年度（2020 年度）の大気汚染常時監視結果の概要

| 物質名 | 結果の概要 |
|------------------------------|--|
| 二酸化硫黄 (SO ₂) | 一般環境大気測定局の4局全てで 環境基準を達成 |
| 二酸化窒素 (NO ₂) | 一般環境大気測定局の6局、自動車排出ガス測定局の5局全てで 環境基準を達成 |
| 一酸化炭素 (CO) | 一般環境大気測定局の1局、自動車排出ガス測定局の5局全てで 環境基準を達成 |
| 光化学オキシダント (OX) | 一般環境大気測定局の6局全てで 環境基準は未達成 |
| 浮遊粒子状物質 (SPM) | 一般環境大気測定局の6局、自動車排出ガス測定局の5局全てで 環境基準を達成 |
| 微小粒子状物質 (PM _{2.5}) | 一般環境大気測定局の1局、自動車排出ガス測定局の4局全てで 環境基準を達成 |

表 4-2 大気汚染常時監視項目の環境基準

| | 二酸化硫黄 (SO ₂) | 二酸化窒素 (NO ₂) | 一酸化炭素 (CO) | 光化学オキシダント (Ox) | 浮遊粒子状物質 (SPM) | 微小粒子状物質 (PM _{2.5}) |
|------|---|--|---|----------------------|--|--|
| 環境基準 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。 | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 | 1時間値が0.06ppm以下であること。 | 1時間値の1日平均値が1立方メートルあたり0.10mg以下であり、1時間値が1立方メートルあたり0.20mg以下であること。 | 1年平均値が1立方メートルあたり15μg以下であり、かつ、1日平均値が、1立方メートルあたり35μg以下であること。 |

2. 水質汚濁の状況

西宮市の公共用水域は、市街地を流下して大阪湾に注ぐ河川及び大阪湾の沿岸地域から成っています。河川や海域といった公共用水域の水質保全と水質汚染の監視のため、市内の主要 20 河川で 34 地点、海域において甲子園浜や香櫨園浜など 6 地点のほか、新池や甲陽大池などのため池 4 地点で定期的に調査を実施しています。令和 2 年度（2020 年度）については、市内の環境基準点がある武庫川及び夙川は環境基準を達成しました。

かつては工場・事業場からの排水や家庭から出る生活排水によって公共用水域の水質は芳しくありませんでした。しかし、水質汚濁防止法などの施行によって工場・事業場からの汚濁物質の排出が規制されるとともに、公共下水道の整備・普及が進んだため、市内の河川の水質状況は著しく改善されました。

その一方で、海域の水質についてはあまり改善が進んでいません。COD（化学的酸素要求量）は 6 地点すべて環境基準値を達成していますが、依然として春夏季には赤潮（富栄養化に伴うプランクトンの大量増殖）が発生し、秋冬季には青潮（貧酸素状態）が発生すると

きがあります。その主な理由としては、西宮市が接する海域は大阪湾の湾奥に位置する閉鎖性水域であるため、海水の入れ替えが進みにくいこと、過去に排出された汚濁物がヘドロ状となって海底に分解されず蓄積されていることなどがあげられます。

表 4-3 令和 2 年度（2020 年度）公共用水域水質調査結果

| 項目 | 指標 | 環境基準 | 測定地点 | 日間平均値 (mg/L) | 備考 | | |
|----|------------------|---------|------------------------|--------------|------|---|-----|
| 河川 | 生物化学的酸素要求量 (BOD) | BOD75%値 | 年間75%水質値： 5.0mg/L以下 | 武庫川 甲武橋 | 1.5 | すべて環境基準値内 (5.0mg/L以下) ※環境基準点は甲武橋と夙川橋のみ | |
| | | | | 武庫川 阪神鉄橋 | 1.7 | | |
| | | | | 夙川 | 銀水橋 | | 0.9 |
| | | | | | 大井手橋 | | 1.3 |
| | | | | | 夙川橋 | | 1.3 |
| | | | | | 葭原橋 | | 0.9 |
| 海域 | 化学的酸素要求量 (COD) | COD75%値 | 年間75%水質値： 8.0mg/L以下 | 甲子園浜 | 5.6 | すべて環境基準値内 (8.0mg/L以下) | |
| | | | | 今津港 | 5.1 | | |
| | | | | 香爐園浜 | 5.8 | | |
| | | | | 鳴尾浜沖 | 4.9 | | |
| | | | | 甲子園浜沖 | 4.7 | | |
| | | | | 西宮浜沖 | 4.8 | | |

3. 騒音・振動の状況

騒音については、一部の地点において道路交通騒音の環境基準値を上回っています。また、自動車等からの騒音だけでなく、工場・事業場の事業活動に伴う騒音や、カラオケなどの深夜営業に係る騒音、夜間花火による騒音や生活騒音も問題となっています。

① 道路交通騒音・振動

西宮市の主要幹線道路である国道 2 号、43 号、171 号、176 号の騒音及び振動の結果は下記のとおりです。騒音については一部の地点で環境基準を上回っていますが、振動については、全ての地点で要請限度以下の値となっています。

表 4-4 令和 2 年度（2020 年度）自動車騒音・振動調査測定結果（国道）

| | 騒音 | | 振動 | | 測定日 |
|------------------|----|----|----|----|-------|
| | 昼 | 夜 | 昼 | 夜 | |
| A 国道2号（六湛寺町10） | 69 | 64 | 41 | 37 | 2/9 |
| B 国道171号（河原町1） | — | — | 40 | 37 | 2/16 |
| C 国道43号（久保町1） | 68 | 63 | 52 | 48 | 1/19 |
| D 国道43号（津門川町6） | 67 | 62 | 44 | 42 | 1/19 |
| E 国道176号（生瀬東町） | 71 | 68 | 32 | 29 | 10/26 |
| F 国道176号（山口町上山口） | 68 | 64 | 36 | 31 | 1/28 |

※騒音の環境基準・・・昼 70dB、夜 65dB

騒音の要請限度・・・(A、C、D、E) 昼 70dB、夜 65dB、(B、F) 昼 65dB、夜 60dB

② 航空機騒音

大阪国際空港（伊丹空港）は内陸部の住宅の密集した市街地に位置し、利用する際の交通の便は良いものの、離陸のコースは西宮市・尼崎市境界上空を飛行するため、騒音について対策の必要な空港でもあります。西宮市においては、毎年10月（令和2年度（2020年度）は10月20・21日）、段上センターで2日間、航空機騒音の有人測定を行っています。環境基準値は57dB以下で、令和2年度（2020年度）においては50dBであり、環境基準を達成しています。

③ 新幹線騒音・振動

市内を山陽新幹線が通過しており、その距離は高架部分約1.6km（武庫川から上甲東園6丁目まで）、トンネル部分約4.7km（上甲東園6丁目から芦屋市境まで）の計6.3kmとなっています。騒音の環境基準値は70dB以下です。一方、振動に係る環境基準はありませんが、指標として70dBの指針値（昭和51年（1976年）環境省勧告）があります。令和2年度（2020年度）においては、騒音は57dB～70dB、振動は、51dB～61dBと環境基準及び指針値を達成しています。



図 4-2 新幹線騒音の測定

4. 人や環境に配慮したまちづくり

ごみのない美しい・住みやすいまちづくりを推進するために、毎年6月と12月の2回、西宮市環境衛生協議会、西宮市ごみ減量等推進員会議と連携・協力し、地域の各種団体や学校、事務所などに参加を呼びかけ、市内の美観を損ねる散乱ごみの一斉清掃を行っています。令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、6月は中止となり、12月のみで25,071人の参加者がありました。ごみの収集量は、年度によって増減はあるものの、令和2年度（2020年度）を除き、緩やかな減少傾向となっています。



図 4-3
わがまちクリーン大作戦



図 4-4 わがまちクリーン大作戦

「安全・快適」の指標の一つであるわがまちクリーン大作戦をはじめとした、わがまち美化活動の延べ参加率は令和 2 年度（2020 年度）は 5.73% となっています。例年わがまちクリーン大作戦は 2 回開催していますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1 回の開催に留まったことが大きく影響しています。なお、その他にも、わがまち美化活動として、地域団体による公園清掃や海浜清掃等が行われています。

取り組み

1. 良好な大気・水質・土壌などの次世代への継承

◆大気環境の保全

大気環境の保全として、自動車排出ガスによる大気の汚染を防止し、市民の健康の保護と生活環境の保全を図るためノーマイカーデー（毎月 20 日）及びアイドリングストップの普及啓発や低公害車の民間への導入補助を行うほか、工場や事業場に対して法令に基づく届出の指導・審査を行うとともに、立入検査を実施し、規制・指導を行っています。また、環境保全協定を締結し、事業者等による自主的な環境保全活動の推進を行っています。

◆土壌・水質の保全

土壌汚染とは、揮発性有機化合物や重金属類、農薬等といった有害物質によって土壌が汚染された状態をいいます。原因としては、工場・事業場の操業時に有害物質を不適切に取り扱ってしまった場合や、有害物質を含む液体を地下に浸透させてしまった場合など

といった事業活動による人為由来によるものと、もともと自然にその土地の土壤に含まれている自然由来によるものがあります。西宮市の場合、六甲山系の地質により蛍石（主成分はふっ化カルシウム）が多く含まれている土壤ではふっ素、海域に近い、または近かった場所では、鉛、砒素、ふっ素などが、自然由来により土壤に多く含まれています。

土地の土壤汚染を把握するため調査契機や調査方法、また、土壤汚染がある土地が見つかったときに健康被害が生じないように適切な土地の管理の仕方を定めた土壤汚染対策法が施行されています。西宮市としては、同法の事務を取り扱うとともに、土壤汚染に関連の深い地下水について、概況調査や継続監視調査を定期的実施し、汚染の把握に努めています。

水質汚濁防止法に基づき、市内の公共用水域、地下水、河川、海域における底質の調査を行い、環境基準の達成状況等を監視するほか、市内のゴルフ場の排水水採取し、残留農薬の調査も実施するなど、幅広く水質汚濁の状況把握に努めています。

また、土木工事に伴う土砂の掘削現場等においては、土砂やセメント混じりの排水の流出の可能性があるため、工事関係者に事前協議等を通じて、濁水の流出防止対策を求めています。

◆悪臭対策の推進

悪臭は騒音などと同じように人の感覚に直接不快感を及ぼすため、快適な生活環境を損なう要因として大きな位置を占めています。

悪臭については、悪臭防止法で 22 物質が規制されていますが、規制物質以外の多数の物質からなる複合臭気による悪臭苦情があります。

西宮市では、これらの苦情についての原因調査、発生源への立入り調査などを行い解決に努めています。しかし、同じ臭いでも人によって感じ方の違いがあることや、発生源が小規模事業場や個人住宅の場合が多く、完全な対策が困難なこともあり、抜本的な苦情解決に至らない場合もあります。

◆地盤沈下対策の推進

地盤沈下の主な原因は、地下水の過剰な汲み上げによって帯水層の水圧が低下し、粘土層に含まれている水が絞り出され、粘土層が収縮することにより地表面の沈下が起こるためです。こうして起きた地盤沈下は、地下水位が回復しても元に戻ることはほとんどなく、建造物の損壊や大雨による浸水などの被害をもたらします。

地盤沈下の観測には定期的な水準測量が有効であり、国土地理院および近隣府県市で構成する阪神地区地盤沈下調査連絡協議会の測量計画に合わせて、本市においても市域南部に設置している約 100 個の標石に対して約 110km の観測網を構築して、一級水準測量を定期的実施しています。

◆有害化学物質

・大気中や公共用水域、地下水に微量に含まれる有害大気汚染物質のうち、ダイオキシン類や酸性雨の調査を実施し、大気・水質環境の状況把握に努めるとともに、環境省や他自治体と連携し、市民にわかりやすい情報提供に努めています。

・P C B廃棄物を処理、保管等をしている事業者に対しては、立入検査を実施し、P C B廃棄物の保管状況の調査、適正保管の指導や適正処理に関する啓発を行っています。また、既存建築物に吹付けられたアスベストの飛散を予防するため、アスベストの除去等事業にかかる費用の一部を補助しています。

◆騒音・振動対策の推進

・道路交通騒音を防止するため、「西宮市総合交通戦略」に基づき、自動車交通量を抑制する公共交通機関の利用を促進しています。さらに、交通量の多い幹線道路において、低騒音舗装（排水性舗装）工事等を実施しています。

・建設工事並びに建築物等の解体の際に発生する騒音、振動について、苦情等があった場合は、現場確認を行い、適正な工事が行われているかの確認や指導を行っています。

・また、夜間の花火騒音に対しては、快適な市民生活の確保に関する条例（市条例）に基づき、深夜から早朝にかけての間の臨海部の迷惑花火行為に対する対策・取り組みを地元住民との協働により、巡回パトロール等を実施し、注意・啓発を行っています。

2. 人と環境に配慮した住まい・まちづくりの推進

◆生活環境に係る保全の取り組み

良好な農業環境を整備するため、必要に応じて農業施設の改修を行っています。都市近郊で農業を継続的に行うために、化学肥料の代替として、有機堆肥の使用促進と農薬の使用を極力控えることを推奨しており、そうした取り組みを通して、近隣住民や周辺環境に配慮した環境に負荷をかけない農業の実施を推進しています。

◆人にやさしいまちづくりの推進

・福祉のまちづくり条例に基づいた人と環境にやさしい道路整備の促進として、バリアフリーに対応した歩道の整備のため、車道との段差を小さくした歩道の整備を行います。

・また、バリアフリー化を推進し、高齢者・障害者等の利用に配慮したノンステップバスを導入する事業者に対し補助を行うなど、人にやさしい公共交通機関の利用を促進しています。

◆生活環境保全のための届出業務

一定の規模を超える駐車場、洗車場、太陽光発電設備の設置の際は、環境への配慮を促し、近隣の生活環境の保全を図ることを目的に、あらかじめ市長への届け出を義務付けて

います。

市内における旅館業・風俗営業の用に供する建築物の建築にあたっては、禁止区域を設けるなどの規制を行うことにより、居住環境及び教育環境の保全及び向上を図っています。

◆あき地の環境を守る条例の有効な運用

空き地のパトロールを実施し、適切な管理が必要な空き地の所有者等に対して市条例に基づく通知等により適切な管理を促し、快適な生活環境の確保に努めています。

また、適切な管理を促進するため、草刈機の貸出しを行うほか、自己処理が困難な場合は、所有者から実費を徴収したうえで除草を民間に委託しています。

◆空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等の適正管理の促進

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき管理が不適切な空き家の所有者等に対して関係課等と連携し改善指導を実施しています。また、平成 29 年 7 月に「西宮市空家等対策計画」を策定し、管理が不適切な空き家の発生、特定空家等を生み出さない対策として、住宅や空き家の所有者等に対する啓発などによる予防的な取り組みを重点的に推進しています。



図 4-5 空き家対策パンフレット

◆快適な生活環境保持のための鼠族・害虫駆除

感染症発生時においては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、消毒及び感染症媒介昆虫等の駆除等を行います。また、平常時においては、感染症媒介昆虫等の発生源対策として水路や下水道等の公共施設において、蚊やねずみ等について調査・駆除を実施するとともに、ダニによる刺咬被害やアレルギー対策に関する啓発事業を実施し、市民の快適な生活環境の確保に努めています。

◆まちの美化・清掃活動

・毎年 6 月と 12 月にまちの美観を損ねるタバコの吸殻や空き缶などの散乱ごみを一掃するため、西宮市環境衛生協議会、西宮市ごみ減量等推進員会議と共催して、「わがまちクリーン大作戦」を実施しています。令和 2 年度（2020 年度）は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、6 月は中止となり、12 月のみの開催となりました。

・市民、事業者が日々行っている清掃活動を「見える化」し、まちをきれいにする取り組みの裾野を広げるため、令和 3 年（2021 年）2 月より、ごみ拾いアプリを導入しました。

令和2年度（2020年度）は、1,210人の参加者がありました。

- ・市内10箇所の駅周辺において、まちの美化を目的としてタバコのポイ捨て禁止の呼びかけ等のマナー啓発を実施しています。
- ・犬のふん放置については、飼い主が特定されている場合は、直接、啓発指導を行い、特定されていない場合は広報車等による巡回啓発を実施しています。また、広く周知するため、啓発チラシや看板の配付等を行っています。

3. 身近な自然、歴史や文化の次世代への継承

・西宮市が有する美しい景観を保全・育成していくために景観計画を策定し、特色のある景観を形成している地区を景観地区・景観重点地区に指定するほか、景観形成に寄与する重要な建築物を都市景観形成建築物等に指定しています。また、地域の良い景観形成に寄与するため、屋外広告物の規制を行い、公共サインの適正化にも取り組んでいます。



図4-6 甲陽園目神山地区景観重点地区

・都市計画のそれぞれの区域の特性に相応しい良好な環境の整備と保全を図るため、地区計画制度を設けています。令和2年度（2020年度）末時点で37地区が指定されており、区域内において建築物等の制限を行っています。

・経年により劣化、毀損した文化財の保存修理のため、令和2年度（2020年度）は、国指定「西宮神社表大練塀・大門」、市指定「四社明神画像」及び埋蔵文化財「高畑町遺跡出土木製品」の保存修理事業を実施しました。

4. 自然災害や気候変動に対応したまちづくり・くらしの推進

・地域による防災訓練や地域版防災マップの作成支援のほか、震災を経験したまちとして、「防災イベント」を実施するなど、市民に対する防災意識の向上に取り組み、自然災害に対応できるまちづくりを進めています。



図4-7 防災訓練

・緊急時の一時避難地や避難経路の確保のため、公園緑地及び公園整備を進め、防災性の強化を行います。

・また、公共施設において豪雨などによる浸水被害を防ぐため、雨水を一時的に貯め、下水道や河川への雨水の流出量を抑制する貯留施設を導入するほか、雨水貯留浸透施設を設置する市民に対して、設置費用の一部を助成しています。

行動目標1 学びあい

目標

すべての人が、生涯にわたり環境について学びあうまちのしくみをつくり、一人ひとりの環境力を高めます。

多様で複雑化する環境問題を解決するためには、私たち一人ひとりがくらしと環境とのつながりを理解し、環境に対する理解を深め、自然、歴史、文化、産業、伝統といった地域資源を活用しながら、学びあうことが重要です。そのため、家庭や学校、職場、地域などのあらゆる場において学びあうしくみをつくり、一人ひとりの環境力を高め、環境学習を軸とした持続可能なまちづくりを進めていきます。

取り組み

1. 学びあうまちのしくみづくり

西宮市では、幼少期からシニア世代まであらゆる世代が環境について学べる「エコカード・エコスタンプシステム」の利用を促進し、体系的な環境学習を進めています。

平成4年（1992年）に「2001年・地球ウォッチングクラブ・にしのみや（EWC）」事業をスタートし、子どもたちを中心とした環境学習の取り組みを地域とともに行ってきました。このEWC事業は、のちの環境省の「こどもエコクラブ」の基本モデルとなっています。

全国的にも先駆的な事業として展開してきた環境学習をさらに発展させ、地域に根づいた持続可能なまちづくりを進めていくために、平成15年（2003年）に全国初の「環境学習都市宣言」を行いました。

「環境学習都市宣言」以降、持続可能なまちづくりを進めるため、「エコカード・エコスタンプシステム」をはじめとした環境学習を軸とする環境施策を推進しています。

「エコカード・エコスタンプシステム」は、学校・地域・お店などで環境について学んだり、環境にやさしい商品を購入したときなどにカードにエコスタンプを押してもらうことができます。平成10年（1998年）に市内の全小学生を対象に導入して以降、就学前児童を対象とした「ちきゅうとなかよしカード」、中学生以上の市民を対象とした「市民活動カード」へ広がり、現在は幼児から大人までの全ての世代が日常生活の中で環境活動に取り組めるしくみを構築しています。

小学生を対象とした「EWCエコカード」は、エコスタンプを10個集めると「アースレンジャー（地球を守る人）」に認定されます。令和2年度（2020年度）は、コロナ禍である現状

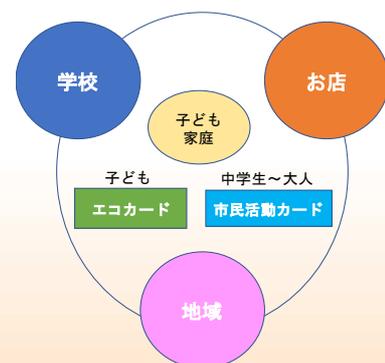


図 5-1

エコカード・エコスタンプシステム

を踏まえ、家庭内で取り組める内容及び運用方法に変更し、「EWCエコカード」に代えて「エコチャレンジブック」を作成し、年2回配布しました。なお、アースレンジャーの認定率は令和2年度（2020年度）で14.1%となっています。



図 5-2 EWCエコカード 2020 限定版・エコチャレンジブック

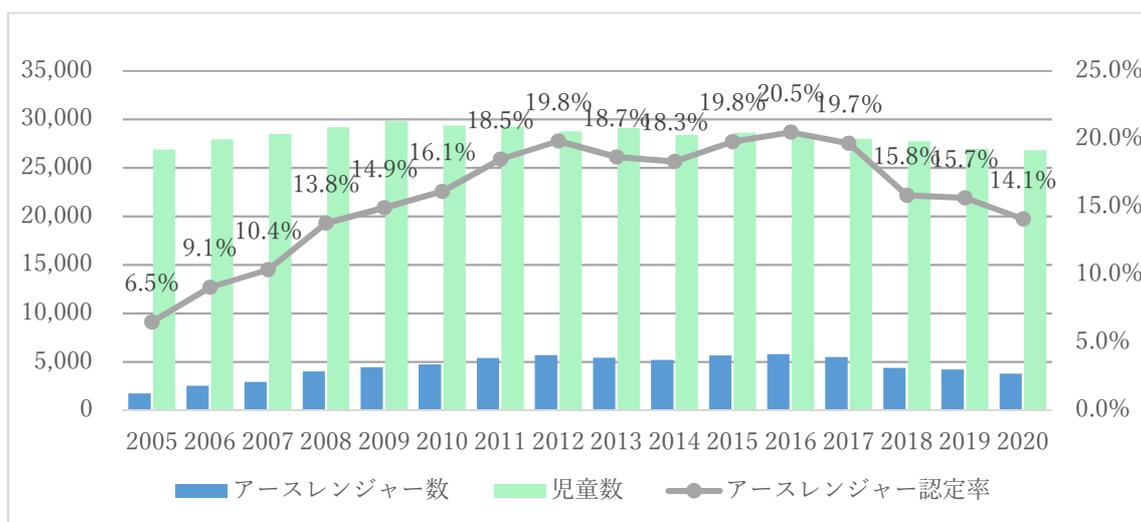


図 5-3 EWC事業実績

小学生を対象としたEWCエコカードと中学生以上を対象とした市民活動カードを足したエコ活動数は、令和元年度（2019年度）で134,752件でしたが、2020年度（令和2年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民活動カードの配布は中止としました。



図 5-4 エコ活動数

・保育所における環境学習として、給食で使用した野菜や果実の皮、落ち葉を集め、コンポストを使って堆肥をつくるなど、子供の身近な生活に関連したごみの減量化を進める活動を実施しています。また、公立保育所においてビオトープの整備を行い、身近な植物や生き物に親しめる環境作りを行っています。



図 5-5 建石保育所のコンポスト

・小・中学生を対象に、環境問題に対する関心を高めるため、ごみの減量・リサイクル、まちの美化、緑化、省エネなどをテーマとした環境ポスター展を実施していますが、令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。また、小中学校においても、ビオトープ等の整備を行い、自然と親しむ環境作りを行っています。



図 5-6 過去の環境ポスター展の様子

市民・事業者を対象として、一年間の環境に関する取り組みを紹介、展示した環境パネル展を開催し、多様な主体が環境学習に関わることができるプログラムを提供しています。

2. 環境学習を支える人材の育成

環境学習を継続、発展させていくためには、それを支えていく担い手の育成も重要です。

そのため、保育士や教員を対象とした環境教育、また環境保全ボランティアやはなパル・にしのみやの養成、ごみ減量等推進員に対する研修などを実施しています。その他、地域や学校に対する出前講座なども実施しており、様々なステージにおいて環境学習を支える人材を育成しています。

3. 環境学習を推進する場の充実

本市は都市部でありながら山・川・海といった自然に恵まれており、山の環境学習施設である「甲山自然環境センター」、川の環境学習施設である「環境学習サポートセンター」、海の環境学習施設である「甲子園浜自然環境センター」と環境学習の拠点となる施設を設置しています。

・「北山緑化植物園」や「植物生産研究センター花工房」などの植物、緑化について学べる施設、貝類専門の博物館である「貝類館」や粗大ごみの展示・再利用を目的とした「リサイクルプラザ」など、環境学習の関連する施設が多くあります。これらの施設で、それぞれ専門のイベントや講座などが開催され、環境意識を定着させる役割を果たしています。

・また、ごみ処理施設などでも施設見学会を開催するなど、幅広く環境について学べる機会を提供しています。下水処理場においても、施設見学会を開催しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2020年度（令和2年度）は、開催を中止しました。



図 5-6 甲山自然環境センター



図 5-7 環境学習サポートセンター



図 5-8 甲子園浜自然環境センター

4. 環境に関する情報収集と公開

環境に関する情報の収集と提供は、市民の環境行動や参加を促す上で重要なものです。そのため、市ホームページや市政ニュースなどの広報に加えて、エココミュニティ情報掲示板や市民自然調査ホームページ、貝類館収蔵貝類標本検索システムなどの情報ツールの活用を行っています。

その他にも、地球温暖化対策や資源循環、生物多様性などに関する出前講座・巡回相談会などを実施し、幅広く環境に関する啓発を実施しています。

行動目標2 参画・協働

目標

市民・事業者・行政などの各主体、各世代の自律と協働、参画により地域力を高め、環境活動を進めます。

持続可能なまちづくりを進めるには、行政だけではなく、市民・事業者などあらゆる主体が連携・協働して取り組みを進めることが欠かせないほか、子どもから大人までが日々の生活の中で活動に参画できることが重要です。そのため、様々な主体や世代が参画・協働できるしくみを構築し、その中で、互いの立場を考慮し、人と人との絆を育むことを通じて、地域で生じる様々な課題を総合的に解決していくことを目指します。

取り組み

1. 各主体の特性に応じた自律した活動を推進

地域に根差した環境活動の輪を広げるため、各地域で「エココミュニティ会議」の設置が進んでいます。同会議は、平成 17 年度（2005 年度）に学文地域で初めて発足して以降、順次増え続け、令和 2 年度（2020 年度）では市内 21 地域で設置されています。市は、同会議への助成や必要に応じた支援を行うとともに、各地域に設置された同会議が一堂に会し、情報交換を行う交流の機会を設けています。



図 6-1 エココミュニティ会議での潮干狩りの様子

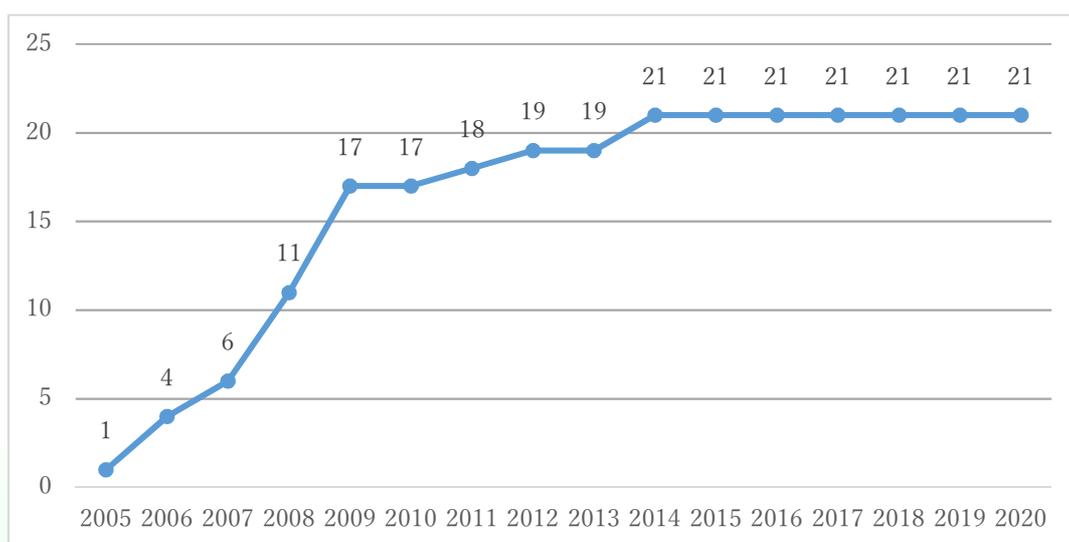


図 6-2 エココミュニティ会議設置数

環境目標の実現に向け、事業者及び市民団体等の参画と協働による取り組みを促進するため、「環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラム」を募集しています。認定された事業者等のプログラムについては、市広報媒体への掲載やエコカード・エコスタンプシステムとの連携などの支援を行います。

そのほか、環境に配慮した事業活動を促すため、事業者に対して、廃棄物の適正処理に関する研修や省エネの取り組みに対する支援などを行っています。

また、市民を対象に、地球温暖化防止、ごみ減量、生物多様性などをテーマとした勉強会や巡回相談会、講演会などを開催し、市民の自発的な環境活動を促進しています。



図 6-3 稲わらでミニリースを作る様子
(パートナーシッププログラム)

2. 各主体・各世代の参画と協働の推進

環境計画を推進するにあたり、各種計画の策定、進捗管理などを行う、市民・事業者・専門家で構成した組織である「西宮市環境計画推進パートナーシップ会議」や、環境計画関連事業を評価する組織である「西宮市環境計画評価会議」などを設置し、市民・事業者とともに環境施策を進めていく体制を構築しています。

令和2年度(2020年度)は、「西宮市環境計画推進パートナーシップ会議」において、地球温暖化対策、資源循環、生物多様性の分野に特化した個別部会を設け、様々な課題について環境施策を推進してきました。

環境計画を進める上で、市政への一層の参画と協働を実現するため、計画推進に係る各種組織において事業者、専門家、地域団体から派遣された市民や公募委員に参画していただいています。令和2年度(2020年度)は、「西宮市環境計画推進パートナーシップ会議」及び「西宮市環境審議会」において各2名の委員が公募により選任されています。

また、各主体・各世代の参画と協働を進めるため、市政ニュースやSNS等の各種媒体により、広く環境に関する情報提供を行っています。

行動目標3 国際交流・貢献

目標

国際的視野をもち、世界の人々と協力して、より良い地球環境を未来に残すことに貢献します。

気候変動問題は国際社会が一体となって取り組むべき重要な課題であり、平成 27 年（2015 年）には、国際的な枠組みであるパリ協定が採択されています。こうした地球温暖化や生物多様性の減少、海洋汚染などの環境問題は世界に広がっており、私たちは身近な問題から地球全体の環境を考え、自らのこととして意識し、行動していくことが大切です。

また、地球環境問題の解決には、国レベルだけではなく、環境保全への取り組みにおいて他の国との市民レベルでのつながりも重要です。より良い地球環境を未来に残すため、世界の人々と手を携え、情報交換や相互交流など協働の取り組みを続けていきます。

取り組み

1. 世界の国々との環境を通じた協力や交流の推進

EWC環境パネル展は、生きもの、自然、資源、ごみ、身近なまちのことから平和、福祉、国際、防災、産業など、市民の持続可能な社会に向けた取り組みを発表する催しであり、平成 4 年度（1992 年度）から始まっています。小学生が EWC の活動などで地球や環境に関して取り組んだ作品の他、中学生・大人や海外からの作品を展示しています。

近年は 300 点から 900 点程の海外作品の出展がありましたが、令和 2 年度（2020 年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。



図 7-1 環境パネル展
(令和元年度実施の様子)



図 7-2 海外からの作品出展数

また、姉妹友好都市である中国・紹興市からの国際交流派遣事務研修生に西宮市環境計画評価会議の外部監査の随行をしていただくなど、海外の方と環境に関する協力や交流を進めています。

2. 世界の人々への環境情報の発信

・日本の優れた処理技術や考え方に親しんでもらうことは、世界の人々へより良い環境を提供することにつながるという考えから、廃棄物処理場や環境学習施設への海外からの視察訪問に協力しています。近年では、JICA（国際協力機構）と連携し、廃棄物分野を中心に海外の政府関係者及び自治体関係者が視察に訪れることができる機会を設け、アジア、オセアニア、中東などから、本市の西部総合処理センター内の焼却施設やリサイクルプラザ、環境学習サポートセンター等の視察に訪れています。

・令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、海外からの視察の受け入れ等は、実施されませんでした。令和元年（2019年）には、ソロモン諸島のホニアラ市等において、西宮市と同様の「環境学習都市宣言」が行われ、記念式典にあわせ、西宮市長から応援ビデオメッセージを送付しました。また、同宣言に先駆け、ホニアラ市長以下7名が西宮市に訪れた際には、本市が平成15年（2003年）に同宣言を行うに至った経緯の説明や環境関連施設の案内を行ったほか、両市が直面する環境課題に関する意見交換を行うなど、相互に交流を行いました。



図 7-3 ホニアラ市との交流

施策体系に基づく事業一覧

○低炭素

| | 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------------------------|-----------|-----------------------------|---|--|---|
| | | | | 実施状況 | 実施状況 |
| 1. 地球温暖化対策に関する全体的な取り組み | | | | | |
| | 環境学習都市推進課 | 市民を対象にした、地球温暖化対策や省エネルギー等の啓発 | エネルギー勉強会や各種イベント等で再生可能エネルギーや省エネルギーの普及・啓発を図るとともに、市ホームページ等でも広報を行う。 | エネルギー勉強会 ・エコ・クッキング23名 ・ソーラーカー体験会21名 ・阪神電車尼崎車両基地見学会29名 その他、フラワーフェスティバルやにしのみや市民祭り等で啓発を行った。 | 省エネチャレンジ事業を実施し、107件の応募があった。 しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、エネルギー勉強会及び各種イベントにおける啓発は実施しなかった。 |
| | 環境学習都市推進課 | 職員を対象にした、地球温暖化対策や省エネルギー等の啓発 | 夏季（7～9月）、冬季（12月～3月）に重点的に省エネに取り組むほか、エネルギー使用量やエコオフィス活動等取り組み状況の自己点検や、環境マネジメントシステム研修を実施するなど、職員の意識向上を図る。 | 実施 | 各局に照会を行い、全庁の電気等のエネルギー使用量を把握した。 エコオフィス活動等取り組み状況の自己点検や、環境マネジメントシステム研修は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施しなかった。 |
| 2. 省エネルギーの推進・普及啓発 | | | | | |
| ①ライフスタイル・ワークスタイルの転換 | | | | | |
| | 契約管理課 | 工事請負契約における環境配慮評価点の導入 | 競争入札参加資格審査格付け基準でエコアクション21の認証取得事業者に対する加点項目を設けている。 | 実施 | 実施 |
| | 消費生活センター | 地産地消を含むエシカル消費の取り組み（消費） | 市内で活動している5つの団体で構成されている西宮市消費者団体連絡会と、消費生活展や講演会・学習会等を実施し、消費者である市民へ地球温暖化対策やグリーン購入などの啓発に努めている。 | 参加団体がエシカル消費や地球温暖化に関するパネル展示を行う消費生活展を実施した。 | 消費生活展や講演会、学習会等において、エシカル消費や地球温暖化に関する啓発を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった。 |
| | 農政課 | 地産地消の取り組み（農産物） | 西宮市内の農産物を、農家が直接販売することで地産地消の推進を図っている。 | 令和元年(第20回)フラワーフェスティバルin西宮、西宮市農業祭、にしのみや食育フェスタ2019内で計3回JA兵庫六甲の協力を得て即売会を実施した。 | 西宮市農業祭について、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から中止した。 また、フラワーフェスティバルin西宮・にしのみや食育フェスタについても同様の観点から中止されたため、即売会も中止した。 |
| | 健康増進課 | 地産地消の取り組み（食育） | 「西宮市産の野菜を知ろう！食べよう！」をテーマとした出前健康講座を実施し、西宮の農業や市内産野菜の講和を通じ、地産地消の推進を図っている。 | 出前健康講座の実績 実施回数：8回 参加者：196名 | 出前健康講座 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった。 |
| | 学校給食課 | 地産地消の取り組み（学校給食） | 学校給食法で、学校給食としての食の指導の観点から、地域の食文化や産業、自然の恩恵に対する理解を深めることが規定されており、西宮産野菜を使用した地産地消の推進を図っている。 | 市内農産物の使用実績 西宮産農産物 8品目 使用回数 月1回程度 | 市内農産物の使用実績 西宮産農産物 6品目 使用回数 月1回程度 |

| 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------------|------------------------------|--|--|--|
| | | | 実施状況 | 実施状況 |
| ②省エネルギー機器等の導入促進 | | | | |
| 商工課 | 西宮市省エネ設備導入支援事業 | 温室効果ガス排出量やエネルギーコストの削減、エネルギー問題への対応等、市内企業の環境経営を支援するために実施する省エネ設備導入に要する経費の一部を補助する。 | 補助件数3件 | 補助件数0件 |
| 地域防犯課 | 公共施設の省エネ機器の導入 (LED照明、空調等) | 防犯灯の市直営化を行い、地球環境保護の観点から全ての防犯灯のLED化を行う。 | 増加件数 77台 累計 20,812台 | 増加件数 46台 累計 20,858台 |
| 道路補修課 | 公共施設の省エネ機器の導入 (LED照明、空調等) | 地球環境保護の観点から道路照明灯のLED化を行う。 | 道路照明灯のLED化 N=199基 | 道路照明灯のLED化 N=197基 |
| 公園緑地課 | 公共施設の省エネ機器の導入 (LED照明、空調等) | 地球環境保護の観点から公園照明灯のLED化を行う。 | 公園照明灯のLED化 累計 約2,000基 | 公園照明灯のLED化 累計 約2,000基 |
| 甲東支所 | 公共施設の省エネ機器の導入 (LED照明、空調等) | アプリ甲東市専有部分の照明機のLED化を行う。 | 照明機器1,117台のLED化を行った。 | 実績なし |
| 若竹生活文化会館 | 公共施設の省エネ機器の導入 (LED照明、空調等) | 若竹生活文化会館の照明機のLED化を行う。 | 実績なし | 玄関及び1階ホールの照明機器をLED照明機器に取替修繕を行った。 |
| スポーツ推進課 | 公共施設の省エネ機器の導入 (LED照明、空調等) | 諸室空調設備の導入及び運動施設の照明機のLED化を行う。 | 流通東体育館のアリーナ含む諸室をLED化。その他施設についても、可能な諸室よりLED化を実施した。空調についても今津体育館の小体育室等、設置が可能な諸室より進めている。 | 西宮浜多目的人工芝Gの屋外照明をLED化。その他、北夙川体育館・鳴尾体育館・甲武体育館のアリーナ照明もLED化した。その他施設についても、可能な諸室よりLED化を実施した。空調についても塩瀬体育館の軽スポーツ室の空調を更新する等、設置・更新が可能な諸室より進めている。 |
| 保育施設整備課 | 公共施設の省エネ機器の導入 (LED照明、空調等) | 公立保育所の耐震化のための大規模改修(耐震補強)もしくは建替に伴い、照明機のLED化を行う。 | 実績なし | 北夙川保育所新築工事において、LEDを基本として整備した。(R3.1未竣工) |
| 環境学習都市推進課 | ESCO事業の導入 | 既存設備の設備改修において、民間事業者による光熱水費など省エネルギーの削減効果を保証するESCOサービスを利用し、省エネ設備の導入と設備更新を図る。 | 総合福祉センター(平成19年度導入) 省エネルギー率20.3% CO2削減率20.4% すこやかケア西宮(平成24年度導入) 省エネルギー率36.0% CO2削減率41.9% | 総合福祉センター(平成19年度導入) 省エネルギー率22.3% CO2削減率22.6% すこやかケア西宮(平成24年度導入) 省エネルギー率35.4% CO2削減率41.1% |

| | 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--|---------|--|--|---|---|
| | | | | 実施状況 | 実施状況 |
| | 管財課（車両） | 次世代自動車（天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車・電気自動車等）の導入 | 新規導入または更新の際、次世代自動車の導入を図る。 | ハイブリッド自動車1台 累計 天然ガス自動車0台 ハイブリッド自動車5台 クリーンディーゼル自動車0台 全体に占める次世代自動車の割合 6% | 次世代自動車の新規導入なし 累計 天然ガス自動車0台 ハイブリッド自動車5台 クリーンディーゼル自動車0台 全体に占める次世代自動車の割合 6% |
| | 美化企画課 | 次世代自動車（天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車・電気自動車等）の導入 | 塵芥収集車の新規導入または更新の際、次世代自動車の導入を図る。 | 小型じんかい車（クリーンディーゼル仕様車：3台） 普通ダンプ車（ハイブリッド仕様車：2台） 全体に占める次世代自動車の割合 77.9% （68台中53台） | 小型じんかい車（クリーンディーゼル仕様車：4台） 軽ダンプ車（ガソリン仕様車：1台） 全体に占める次世代自動車の割合 78.3% （69台中54台） |
| | 消防局企画課 | 次世代自動車（天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車・電気自動車等）の導入 | 消防車両等の新規導入または更新の際、ディーゼルエンジンを搭載する車両については、現行の環境基準に適合したクリーンディーゼル自動車を導入する。 | 消防局車両：4台 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 消防ポンプ自動車 特殊災害対応支援車 資器材搬送車 消防団車両：2台 消防団ポンプ自動車 | 消防局車両：4台 水槽付消防ポンプ自動車 消防ポンプ自動車 救助工作車 特殊災害対応支援車 消防団車両：1台 消防団ポンプ自動車 |
| | スポーツ推進課 | 次世代自動車（天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車・電気自動車等）の導入 | 電気自動車を導入する。 | 新規導入0台 累計 電気自動車1台 | 新規導入0台 累計 電気自動車1台 |
| | 施設管理課 | 次世代自動車（天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車・電気自動車等）の導入 | 電気自動車を導入する。 | 新規導入0台 累計 電気自動車1台 | 新規導入0台 累計 電気自動車1台 |
| | 美化企画課 | 次世代自動車（天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車・電気自動車等）の導入 | 電気自動車を導入する。 | 新規導入0台 累計 電気自動車1台 | 新規導入0台 累計 電気自動車1台 |
| | 公園緑地課 | 次世代自動車（天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車・電気自動車等）の導入 | 電気自動車を導入する。 | 新規導入0台 累計 電気自動車1台 | 新規導入0台 累計 電気自動車1台 |
| | 資産税課 | 省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置 | 熱損失防止改修（省エネ改修）工事を行った場合は、申告によりその家屋に対する固定資産税の軽減を行っている。 | 実績8件 | 実績5件 |
| | 資産税課 | 再生可能エネルギー発電設備に対する固定資産税の軽減 | 一定の要件を備えた再生可能エネルギー発電設備に対する固定資産税の軽減を行っている。 | 実績なし | 実績なし |

| | 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--|-----|-----|------|-------|-------|
| | | | | 実施状況 | 実施状況 |

3. 再生可能エネルギーの導入・普及啓発

| | | | | |
|-----------------------------|---|--|---|---|
| 発達支援課 | 公共施設の再生可能エネルギー設備の導入（太陽光発電、風力発電等） | こども未来センターにおいて、太陽光発電を行い、売電を行う。 | 売電量 2,230kWh | 売電量 4,446kWh |
| 公園緑地課 | 公共施設の再生可能エネルギー設備の導入（太陽光発電、風力発電等） | 津門中央公園にて、太陽光発電を行い、余剰分の売電を行う。 | 売電量 1,424kWh | 売電量 1,421kWh |
| 環境学習都市推進課 | 家庭用燃料電池・蓄電池導入促進補助事業（R2） エコ・エネルギーシステム導入促進補助事業（R3） | 【R2】家庭用燃料電池（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電池を設置した個人に補助を行う 【R3】家庭用燃料電池（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電池を設置した個人に補助を行う（蓄電池と太陽光発電設備の同時設置には加算あり） | 補助実績 太陽光発電14件 エネファーム30件 蓄電池6件 | 補助実績 エネファーム228件 蓄電池78件 |
| 施設整備課 施設管理課 環境学習都市推進課 | ごみ処理施設廃熱の有効利用 | 西部総合処理センター、及び東部総合処理センター焼却施設において、ごみ焼却時に発生する蒸気を施設内の諸設備で使用するほか、蒸気タービンによる発電を行い、CO ₂ 排出量を削減する。 | ■蒸気利用状況 ・西部総合処理センター：発電 186,964トン、その他 78,987トン、施設外利用 1,119トン、復水量 12,284トン 合計 279,354トン ・東部総合処理センター：発電 213,037トン、その他 31,030トン、施設外利用 5,375トン、復水量 156トン 合計 249,598トン ■発電 ・西部総合処理センター：発電量 27,285千kWh、売電量 12,347千kWh、売電収入 117,560千円 ・東部総合処理センター：発電量 35,647千kWh、売電量 26,659千kWh、売電収入 398,813千円 | ■蒸気利用状況 ・西部総合処理センター：発電 162,029トン、その他 81,338トン、施設外利用 1,151トン、復水量 19,017トン 合計 263,535トン ・東部総合処理センター：発電 192,116トン、その他 34,129トン、施設外利用 1,792トン、復水量 116トン 合計 228,153トン ■発電 ・西部総合処理センター：発電量 23,882千kWh、売電量 10,336千kWh、売電収入 105,236千円 ・東部総合処理センター：発電量 32,054千kWh、売電量 23,443千kWh、売電収入 363,361千円 |
| 学校施設計画課 | 環境学習用太陽光発電パネルの設置 | 校舎増改築工事に伴い、太陽光パネルを設置することで、学校教育における環境学習の推進を図る。 | 香榎園小学校の改築にあわせ、太陽光発電パネルを設置した。 春風小学校・西宮養護学校について校舎改築工事に着手、安井小学校について太陽光パネル設置方針を決定した。 | 春風小学校の改築にあわせ、太陽光発電パネルを設置した。 西宮養護学校については校舎改築工事に着手、安井小学校について太陽光パネル設置の方向で設計業務に着手した。 |

4. 地域環境の整備

①公共交通の利用促進と自動車交通の低炭素化

| | | | | |
|-------|------------------------------|---|---|--|
| 交通政策課 | バス関連助成事業（さくらやまなみバス・コミュニティ交通） | 公共交通の確保・維持および利便性の向上を目的として、さくらやまなみバスの運行事業者に対し助成を行うほか、地域主体のコミュニティ交通の導入検討及び運営に対し支援を行う。 | さくらやまなみバス年間輸送人員432,968人 運行損失等に対する補助、運行協議会への専門家の派遣、地域や運行事業者と連携した利用促進策の実施、コミュニティ交通導入を検討する地域との協議を行った。 | さくらやまなみバス年間輸送人員357,367人 運行損失等に対する補助、専門家の派遣、地域や運行事業者と連携した利用促進策の実施、コミュニティ交通導入を検討する地域への支援を行った。 |
| 交通政策課 | 路線バス停留所上屋ベンチ整備事業 | 西宮市内路線バス停留所に係る上屋及びベンチの整備を促進し、市民交通の利便性の向上を図るため、路線バス事業者に対し、西宮市路線バス停留所に係る上屋及びベンチ整備の補助金を交付する。 | 補助実績 上屋2基、ベンチ8基 補助累計 上屋66基、ベンチ37基 | 補助実績 上屋0基、ベンチ0基 補助累計 上屋66基、ベンチ37基 |
| 交通政策課 | マイバス・マイ電車の日 | 毎月最終の金曜日を「マイバス・マイ電車の日」として、マイカーから公共交通への利用転換を呼び掛ける | ホームページにて啓発を行った。 | ホームページにて啓発を行った。 |

| | 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------------|-----------|-----------------|---|--|---|
| | | | | 実施状況 | 実施状況 |
| | 交通政策課 | シェアサイクル利用動向調査事業 | 市民等が手軽に利用でき、かつ環境にも優しい新たな交通手段としてシェアサイクルに着目し、公共交通の補完をはじめ、経済活動の活性化やまちの魅力向上など、様々な事業効果等を検討するため、民間事業者と共同で利用者の動向を調査する。 | 7月より利用動向調査を開始した。 サイクルポート数17箇所（令和2年3月末現在） | 利用者へのアンケート調査を実施した。 利用動向調査の期間を延長した。（令和4年3月末まで） サイクルポート数29箇所（令和3年3月末現在） |
| ②緑化の推進 | | | | | |
| | 花と緑の課 | 緑のカーテンの支援・普及啓発 | 誰でも身近で簡単に取り組むことができる、省エネなどエコな活動としての「緑のカーテン」づくりの普及・啓発ならびに支援などの事業を実施する。 | 市役所本庁舎前での緑のカーテンの実施、緑のカーテンの植物の種の「おすそ分け事業（種の募集及び配布）」の実施、学校・園などの公共施設へのカーテン用植物苗の配付、「緑のカーテンコンテスト」の実施による普及・啓発事業などを行った。 | 学校・園などの公共施設へのカーテン用植物苗の配付による普及・啓発事業などを行った。 |
| | 花と緑の課 | 建築物の緑化の推進 | 県の条例に基づき、市街区区域内において一定規模以上の建築物を新築・改築・増築する場合、緑化基準に従った建築物および敷地内の緑化が義務付けられている、市は開発事業者より建築物緑化等計画届・完了届の提出を受けて指導・完了検査を行い、県に報告する事務を行っている。 | 申請件数 16件 完了件数 12件 | 申請件数 15件 完了件数 13件 |
| ③街区全体での低炭素化の推進 | | | | | |
| | 環境学習都市推進課 | スマートコミュニティ形成の検討 | 「第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、低炭素型地区・街区の形成の検討を行う。 | 地球温暖化対策部会での検討、および情報収集を行った。 | 地球温暖化対策部会での検討、および情報収集を行った。 |
| 5. 気候変動に対する適応策 | | | | | |
| | 健康増進課 | 熱中症に関する情報提供 | イベント等において、熱中症の予防、および熱中症の対処方法等についての啓発を行う。 | 7月1日の熱中症予防月間出陣式のイベントにおいて、阪神西宮駅周辺（エビス広場）にて、うちわ800枚、ドリンク800個等を配布し、啓発を行った。 | 新型コロナウイルスの影響により、熱中症予防月間出陣式のイベントは中止した。 さくらFMや市政ニュース、ホームページにより啓発を行った。 |
| | 保健予防課 | 蚊媒介感染症に関する情報提供 | 様々なメディアを通して蚊媒介感染症に関する啓発を行う。 | さくらFM（1回）及び市政ニュース（2回）にて啓発を行った。 | さくらFM（1回）及び市政ニュース（1回）にて啓発を行った。 |

○資源循環

| | 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---------------------------|-----------|-------------------------------|--|--|--|
| | | | | 実施状況 | 実施状況 |
| 1. ごみの減量化の推進及び限りある資源の有効活用 | | | | | |
| ①廃棄物の発生抑制（リデュース）の推進 | | | | | |
| | 災害対策課 | 賞味期限の近い非常用備蓄物資の配布 | 食品ロスを削減するため、賞味期限残り1年を迎えた食料については、市立小学校4年生に対し配布を行うなど、非常用備蓄物資として取扱わず有効活用する取り組みを実施する。 | ・市立小・中学校全生徒に対し、粥約5,000食、アルファ化米約19,000食、ビスケット約19,000食を配布した。 ・各種催物等に際し、市民に対し、粥約500食、アルファ化米約3,000食、ビスケット約1,000食を配布した。 | ・市立小・中学校全生徒に対し、粥約5,000食、アルファ化米約19,000食、ビスケット約12,000食を配布した。 |
| | 消費生活センター | 食品ロスの削減（フードドライブの実施） | 食品ロスの削減及び消費者の関心を高めるため、家庭で余っている食品の持ち寄りを市民に呼びかけ、回収された食品をフードバンク関西を通じて必要としている福祉団体や施設、生活困窮者等に寄付を行う。 | 10月26日にしのみや市民祭会場と11月16日・17日消費生活展会場で実施した。 | 市民祭りと消費生活展は新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため中止となった。各種講座についても同様に実施できなかった。 |
| | 美化企画課 | 食品ロスの削減（フードドライブの実施） | 食品ロスの削減及び消費者の関心を高めるため、家庭で余っている食品の持ち寄りを市民に呼びかけ、回収された食品をフードバンク関西を通じて必要としている福祉団体や施設、生活困窮者等に寄付を行う。 | 令和元年6月～令和2年3月の実績 常設型フードドライブにより3,728.36kg回収し、フードバンク関西に寄付した。 | 令和2年4月～令和3年3月の実績 常設型フードドライブにより5,600kg回収し、フードバンク関西に寄付した。 |
| | 事業系廃棄物対策課 | 食品ロスの削減（事業系食品ロスの削減） | みやたんを利用した食べ残しなどの食品ロス削減啓発ポップを作製し、市内事業者に配布するとともに、在庫をかかえない仕入れや調理の工夫を依頼する。協力事業者は、市ホームページにて紹介する。 | 事業者数 40 配布数 540部 | 事業者数 7 配布数 48部 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、不特定多数が接触する可能性があることから配布は控えた。 |
| | 美化企画課 | レジ袋削減推進・買い物袋持参運動（レジ袋削減キャンペーン） | ごみの発生抑制・減量を啓発することを目的として、事業者と行政が「西宮市レジ袋削減に関する協定」を締結し、レジ袋削減・マイバッグ持参を進めている。また、市内食品系量販店・百貨店・ドラッグストアに呼びかけて、買い物袋（マイバッグ）持参キャンペーン（レジ袋削減キャンペーン）を行ない、市民に啓発ポケットティッシュを配布し、レジ袋削減の呼びかけを行う。 | 協定締結事業者：17事業者57店舗。 レジ袋削減店頭キャンペーン：15事業者33店舗。事業者から広報協力依頼があった2事業者4店舗で強化店頭キャンペーンを実施した。 阪急阪神ホールディングスグループが実施した「SDGsトレイン未来のゆめ・まち号」において車内啓発ポスターを掲出し、西宮阪急及びイズミヤ西宮ガーデンズ店において関連強化キャンペーンを実施した。 | 協定締結事業者：17事業者57店舗。 店頭キャンペーンについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止した。令和3年3月にレジ袋削減推進委員会を画面にて開催した。また、市民と市からなる「買い物袋持参運動実行委員会」については終了し、令和4年4月から、新たに「プラスチック・食品ロス削減運動実行委員会」を創設した。 |

| | 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------------------|----------------|--------------------------|---|--|---|
| | | | | 実施状況 | 実施状況 |
| ②不用品の再利用（リユース）の推進 | | | | | |
| | 施設管理課 施設操作課 | リサイクルプラザを利用した リユースの推進 | 廃棄された粗大ごみを修理・再利用することにより、市民にごみの減量や再資源化を図る意識を高める啓発を行う。 | 粗大ごみの中から再利用できる物を市民に提供。自転車修理教室、親子木工教室を開催するとともに、クリーン西宮展の一環として「いきいきごみ展」、「おもちゃのかえっこバザール」、「こどもが店主のフリーマーケット」を開催した。 ・リサイクルプラザ来場者：40,931人 工房利用者：3,517人 再利用件数：16,078件 ・イベント（啓発事業）参加者数：3,821人 | 粗大ごみの中から再利用できる物を市民に提供。自転車修理教室、親子紙すき教室を開催するとともに、クリーン西宮展の一環として「出張いきいきごみ展」を開催した。 ・リサイクルプラザ来場者：19,614人 工房利用者：920人 再利用件数：7,155件 ・イベント（啓発事業）参加者数：886人 |
| | 美化第3課 | しゅんせつ土砂の有効利用 | 廃棄物の発生抑制と再使用の観点から、水路清掃により集めた土砂の有効利用、また埋立処分量を減らす為、土砂の一部を消毒処理し「園芸用土砂」として再生し袋詰めしたもの等を配布する。 | 「園芸用土砂」として、フラワーフェスティバルや事務所に取りに来られた市民に対して年間約3.2tを配布した。 | 「園芸用土砂」として、フラワーフェスティバル（中止）や事務所に取りに来られた市民に対して年間約0.09tを配布した。 |
| | 読書振興課 | リサイクル図書市民無料配布 | 「西宮市立図書館資料収集管理要綱」に基づき、図書館で活用できなくなった除籍資料や寄贈資料のうち、再利用できるものを市民に無料配布し、廃棄物の減量と資源の有効活用に取り組む。 | 配布数 36,532冊 （中央図書館年2回、北口図書館年1回、北部・鳴尾図書館通年実施） | 52,702冊 （上半期はコロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず。10月より中央・北部・鳴尾・北口図書館において常設実施。） |
| ③資源の再生利用（リサイクル）の推進 | | | | | |
| | 施設管理課 | ごみ最終処分量の減量化 | 資源ごみA（新聞紙・ダンボール・紙パック・古着）、資源ごみB（雑誌・古本・チラシ・紙箱）、ペットボトル、その他プラの分別収集を行うとともに、不燃ごみ・粗大ごみからの有価物（ガラス・鉄・アルミ等の非鉄金属等）の回収による再資源化を進め、西部総合処理センター・東部総合処理センターに搬入されたごみの最終処分量（焼却灰等）の減量化に努める。 | ・再資源化実績（資源化量） 12,827 t （内訳）資源ごみA・B 5,334 t ペットボトル 607 t 不燃・粗大ごみ資源回収 3,429 t 焼却灰セメント化 1,497 t その他プラ 1,839 t 小型家電 107 t 段ボール14 t ・最終処分量（埋立処分） 20,712 t ・リサイクル率（資源化量／ごみ排出量） 13.6%（23,039 t／168,853 t） | ・再資源化実績 12,953 t （内訳）資源ごみA・B 5,314 t ペットボトル 655 t 不燃・粗大ごみ資源回収 3,389 t 焼却灰セメント化 1,498 t その他プラ 1,962 t 小型家電 129 t 段ボール6 t ・最終処分量（埋立処分） 20,945 t ・リサイクル率（資源化量／ごみ排出量） 13.8%（22,355 t／162,063 t） |
| | 美化企画課 | 再生資源集団回収実施団体 奨励金交付制度 | 古紙類等の再資源化を促進するため、要件を満たす市民団体に対し、回収量1kgに対し3円の奨励金を交付している。 | 団体数 590団体 交付金額 30,569,000円 | 団体数 583団体 交付金額 28,145,000円 |

| | 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------------|-----------|----------------------------------|--|---|--|
| | | | | 実施状況 | 実施状況 |
| | 美化企画課 | 使用済小型家電リサイクル事業 | 以下の①～④の回収方法で、回収した使用済小型家電を事業者へ渡し、小型家電の再資源化の取り組みを行っている。 ①拠点回収（公共施設・民間商業施設等に回収ボックスを設置） ②ピックアップ回収（処理センターに搬入された粗大ごみの中から対象品を手選別） ③イベント回収（市民まつり等の各種イベント開催時に来場者より回収） ④宅配回収（認定事業者のリネットジャパンリサイクル株式会社〔愛知県名古屋市〕と協定を締結） | 市内公共施設や民間施設等の35箇所に回収ボックスを設置し、週1～2回程度、美化第3課が巡回回収を実施した。 回収量 27,560.1kg | 市内公共施設や民間施設等の35箇所に回収ボックスを設置し、週1～2回程度、美化第3課が巡回回収を実施した。 回収量 33,159.16kg |
| | 美化企画課 | スリム・リサイクル宣言の店（ごみ減量化・再資源化推進宣言店制度） | 循環型社会の構築に向けて、牛乳パック、トレイ、ペットボトル等の資源物の回収の実施に加え、買い物袋持参運動、再生品の使用や販売など、ごみの減量・再資源化に取り組んでいる店舗、事業所を募集し指定を行っている。 | 指定事業者数（令和元年度末） 130 | 指定事業者数（令和2年度末） 120 |
| | 事業系廃棄物対策課 | 事業系古紙類の分別・再資源化推進事業 | 平成30年2月から、再資源化の推進のため、西宮浜、鳴尾浜地区の希望する事業者を対象に「事業系古紙類モデル地区回収」を実施している。 | 参加事業者数（令和元年度末） 26 | 参加事業者数（令和2年度末） 26 |
| | 総務課 | 庁内廃棄文書のリサイクルによる資源化 | 保存期間を満了した庁内文書（総務課書庫保存分）について、焼却処理等ではなく、リサイクル施設での破碎及び溶解処理により再生紙等の原料となるように処分することで、再資源化の促進を図る。 | 回収実績 11,460kg | 回収実績 12,100kg |
| | 事業系廃棄物対策課 | 庁内機密文書類リサイクルによる資源化 | 再資源化の推進及び資源（紙）の発生抑制のため、庁舎内で発生する機密文書類を製紙会社に搬入し、トイレットペーパーに再生する。 | 回収実績 34,980kg | 回収実績 41,360kg |
| | 会計課 | 庁内発生古紙類等のリサイクルによる資源化 | 再資源化の推進のため、庁内で発生する古紙類等を分別回収し、回収業者に引き渡している。 | 回収実績 80,560kg （内訳）ダンボール 9,790kg 新聞紙 16,360kg 雑誌類 34,550kg （電算帳票含む） シュレッダー 19,860kg | 回収実績 71,180kg （内訳）ダンボール 10,360kg 新聞紙 14,460kg 雑誌類 28,030kg （電算帳票含む） シュレッダー 18,330kg |
| ④ 上記以外の取り組み | | | | | |
| | 美化企画課 | 親子で環境バスツアー | 循環型社会に向けた市民啓発として、小学校4年生から6年生までの親子による、資源循環型社会について学ぶ環境学習ツアーを開催している。 | 参加者数 13組（26名） | 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。 |

| | 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------------------------|-------------------------|-----------------------|---|---|---|
| | | | | 実施状況 | 実施状況 |
| | 美化企画課 | 出前授業 | 持続可能な資源循環型社会の形成に向け、ごみ減量・再資源化の大切さを理解してもらうために、西宮市のごみの分別、リサイクル事業を講座形式で説明、また、実際のごみ収集車を用いてごみの投げ入れ体験を行う。 | 小学校24校 約2,851人 | 小学校12校 約1,265人 |
| | 事業系廃棄物対策課 | 事業系一般廃棄物研修会 | 市内の事業者を対象に、事業系一般廃棄物の再資源化、減量を推進するために年1回実施している。 | 実施日 令和2年1月24日 参加者数 116名 | 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。 |
| | 事業系廃棄物対策課 | 事業系廃棄物出前講座 | 西宮市一般廃棄物処理基本計画について事業系一般廃棄物の現状や減量目標等を説明し、事業系廃棄物の減量及び適正処理をすすめる。 | 現在、社会情勢等を鑑み実施・調整は行っていない。 | 現在、社会情勢等を鑑み実施・調整は行っていない。 |
| | 美化企画課 | ごみ減量等推進員の委嘱 | 一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに清潔で快適な生活環境の確保に向け、地域の中に市民と行政のパイプ的役割を果たす廃棄物問題のリーダーを養成する。 | 令和元年度の委嘱状況 ごみ減量等推進員 525名 | 令和2年度の委嘱状況 ごみ減量等推進員 517名 |
| | 美化企画課 | ごみ減量等推進員対象研修の実施 | 一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに清潔で快適な生活環境の確保のため、地域の中に市民と行政のパイプ的役割を果たす廃棄物問題のリーダーに向けた研修として「ごみ減量等推進員研修会」を年1回開催している。 | ごみ減量等推進員参加者数 241名 | 新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。 |
| 2.環境にやさしいごみの適正処理の推進 | | | | | |
| ①各主体による適正処理の推進 | | | | | |
| | 事業系廃棄物対策課 | 産業廃棄物の不適正処理の監視・指導 | 産業廃棄物処理業者等から提出される各種申請に関する審査及び許可、適正処理に係る指導・啓発を行うほか、排出事業者に対しても指導・啓発を行うことにより、市内における不法投棄、野外焼却等の不適正処理の防止を図る。 | 令和元年度 (産業廃棄物処理業者への立入件数) 28件 (産業廃棄物排出事業者への立入件数) 59件 (不法投棄、野外焼却、その他の苦情・通報による立入件数) 不法投棄3件、野外焼却1件、その他7件 (不適正処理監視パトロールの回数) 46回 | 令和2年度 (産業廃棄物処理業者への立入件数) 20件 (産業廃棄物排出事業者への立入件数) 23件 (不法投棄、野外焼却、その他の苦情・通報による立入件数) 不法投棄1件、野外焼却0件、その他1件 (不適正処理監視パトロールの回数) 31回 |
| | 施設管理課 施設操作課 施設整備課 | 一般廃棄物処理施設の整備及び適正な運転管理 | 継続的にごみの適正処理を行うため、整備・修繕等を行い、廃棄物処理施設を常に健全な状態に維持する。また、安定的な事業を継続するとともに、周囲環境への負荷低減(廃棄物・大気・水質等)に努める。 | 周囲環境の環境負荷については、環境基準(ばい煙、粉じん、排水、ダイオキシン)を超えることはなかった。 | 周囲環境の環境負荷については、環境基準(ばい煙、粉じん、排水、ダイオキシン)を超えることはなかった。 |
| | 施設整備課 施設管理課 | 広域廃棄物埋立処分場建設補助事業 | ごみの適正処理の推進と最終処分場の確保のため、大阪湾フェニックス計画による廃棄物埋立処分場の建設工事のうち、一般廃棄物(焼却灰等)にかかる建設費を負担する。 | 負担金実績 27,342千円 | 負担金実績 21,901千円 |

| | 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--|-----------------------------|-----------------|---|----------------------------|-----------------------------|
| | | | | 実施状況 | 実施状況 |
| | 施設操作課 施設管理課 事業系廃棄物対策課 | 事業系一般廃棄物の適正処理推進 | 事業系ごみの適正処理を推進するため、展開検査によって、不適物の発見並びに排出者等への指導・啓発を実施する。 | 実績件数 162件 | 実績件数 166件 |
| | 美化第2課 | 不法投棄対策事業 | ごみの適正処理を推進するため、家電リサイクル法対象機器を含む一般廃棄物の不法投棄を防止するための指導、啓発を行う。 | 不法投棄防止協議会の開催及び巡回パトロールを実施した | 不法投棄防止協議会の開催及び巡回パトロールを実施した。 |

○生物多様性

| | 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------------------------------|----------------|---------------------------|---|---|--|
| | | | | 実施状況 | 実施状況 |
| 1. 多様な生物の保全及びその生息・生育環境（生態系）の再生と創造 | | | | | |
| ①地域活動等を通じた生物多様性の保全 | | | | | |
| | 地域コミュニティ推進課 | 船坂里山学校におけるビオトープの管理 | 廃校となった小学校跡施設活用の一つとしてプール設備を活用したビオトープを一般公開し、生物の多様性、などについて広く周知する。 | 見学者に一般公開し、生物の多様性などについて、周知を行った。 | 見学者に一般公開し、生物の多様性などについて、周知を行った。 |
| | 公園緑地課 花と緑の課 | 市民参画による生物多様性に配慮した公園・緑地の管理 | 市民参画による公園・緑地の管理に際し生物多様性に配慮した管理を行う。 | 市民ボランティアによる植物などの保全活動や、海浜の清掃活動が継続的に実施された。また、必要に応じて助言や、広報面での協力をを行った。 | 市民ボランティアによる植物などの保全活動や、海浜の清掃活動が継続的に実施された。また、必要に応じて助言や、広報面での協力をを行った。 |
| | 花と緑の課 | 植物生産研究センターの活用促進 | 生物多様性にしのみや戦略の推進を図るため、植物生産研究センター並びに花工房において、野生植物等の増殖・育成を市民とともにを行い、植栽地へ提供する。 | 防災・減災緑化に活用することを目的としたコバノミツバツツジの試験植栽結果のモニタリング調査を実施し、植栽マニュアルを作成した。 | 防災・減災緑化に活用することを目的としたコバノミツバツツジの試験植栽結果のモニタリング調査を実施し、植栽マニュアルを更新した。 |
| | 花と緑の課 | 重要里地里山における保全活動支援 | 環境省が選定した重要里地里山（甲山グリーンエリア・社家郷山・ナシオン創造の森）における里山保全活動に対する支援を行う。 | 林野庁が実施する森林・山村多面的機能発揮対策交付金に随伴して1団体に助成を行った。また、甲山自然環境センター主催事業として、都市型里山ボランティアのフォローアップセミナーを開催した。 | 林野庁が実施する森林・山村多面的機能発揮対策交付金に随伴して1団体に助成を行った。 |
| | 文化財課 | 県・市指定天然記念物の保護および活用 | 県・市指定の天然記念物の保護について、保存修理事業（補助事業）、天然記念物等保存会による観察会や植樹会などの実施。 | 県指定天然記念物「越木岩神社の社叢」の保存修理事業を完了。 天然記念物保存会による観察会や植樹会を実施した。 | 天然記念物保存会による観察会や植樹会について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。 |
| | 文化財課 | モリアオガエル保存活用業務事業 | 多様な生き物の保全等のため、市立山口中学校の生徒を中心とした、希少生物であるモリアオガエルの保護増殖事業及び普及活動。 | 市立山口中学校生徒による保護増殖事業及び地域の行事・学内の文化発表会等で普及事業を実施した（保護活動50周年記念集会）。 | 市立山口中学校生徒による保護増殖事業及び普及活動を実施した。 |
| ②生態系ネットワークの保全・形成 | | | | | |
| | 農政課 | 特定外来生物の駆除等 | 生物多様性の観点から、「兵庫県アライグマ防除指針」に沿って、外来生物法に基づく「西宮市アライグマ等防除実施計画」を策定し、計画的な防除を進める。 | 処理実績 ・アライグマ 123頭 ・ヌートリア 4頭 | 処理実績 ・アライグマ 173頭 ・ヌートリア 7頭 |
| | 保育所事業課 | 公立保育所におけるビオトープの整備と環境保育の推進 | 生物多様性にしのみや戦略、西宮市公立保育所ビオトープ池基本方針に沿ってビオトープの整備を行い、子供が身近な植物や生き物に親しめる環境を作る。 | 各保育所の食育・環境担当者が研修に参加し、ビオトープの維持管理を実施した。 | 各保育所の環境・食育環境担当者が中心となり、ビオトープ池の維持管理に取り組むとともに、子供が自然に触れる機会を作った。 |

| | 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--|-------|---------------------------|--|---|--|
| | | | | 実施状況 | 実施状況 |
| | 水路治水課 | 自然・景観に配慮した多自然型の水路の整備および管理 | 生態系ネットワークの保全のため、水路の改修・修繕工事を実施する際、可能な限り自然や景観に配慮した多自然型河川工法にて整備を行う。 また、河川水路の除草清掃の際についても、ホテル等の生息が報告されている区間においては、その生息状況を配慮し、実施区間や時期の調整を行う。 | ・水路改修【神呪川、北谷川】：自然・景観に配慮した水路護岸の整備 ・除草清掃【ホテルへの配慮】：有馬川、名塩川、夙川、仁川、水分谷川、船坂川 ・除草清掃【水鳥への配慮】：仁川 | ・水路改修【新堀川】：自然・景観に配慮した水路護岸の整備 ・除草清掃【ホテルへの配慮】：有馬川、名塩川、夙川、仁川、水分谷川、船坂川 ・除草清掃【水鳥への配慮】：仁川 |
| | 花と緑の課 | 海浜・湿原植物の保全等(植物生産研究センター) | 貴重な生態系の維持のため、西宮市内における甲山湿原や社家郷山などに自生する野生植物を増殖・育成し、関連施設で展示するとともに植栽地へ提供する。 | 育成した植物の一部を六湛寺南公園の西宮市自生植物紹介花壇に提供した。 | 自生植物の実生苗及び培養物の維持・管理を継続すると共に、甲山自然学習館内での展示を行った。 御前浜海浜公園内に自生するハマヒルガオ、コウボウシバの株分けによる増殖・育成を行った。 |
| | 花と緑の課 | ナラ枯れ被害後の森林整備等のあり方の検討 | ナラ枯れ被害により荒廃した林地の復元を目的とする。生物多様性に配慮した低木等の植栽及び経過を観察し、有効な手法の検討および対策を行う。 | 甲山におけるナラ枯れ跡地について、コバノミツバツツジ(低木林)の植栽が有効な場所を調査・抽出した。 | 新型コロナウイルス感染症対策等により、令和2年度は事業実施を見送った。 |
| | 花と緑の課 | 自然保護地区および生物保護地区の指定及び管理 | 良好な自然環境を有する樹林などの所在する地域で、生物多様性の保全が必要であると認めるものや、野生生物の生息地または生育地で保全が必要であると認めるものを自然保護地区あるいは生物保護地区に指定して保全を図る。 | 必要に応じて立入制限や管理を行った。 | 必要に応じて立入制限や管理を行った。 【条例で指定する自然保護地区及び生物保護地区】 仁川自然保護地区 剣谷自然保護地区 甲山生物保護地区 甲子園浜生物保護地区 |
| | 花と緑の課 | 自然と共生するまちづくりに関する条例の推進 | 生物多様性の保全を図るとともに、自然と共生するまちづくりを進める。 保護地区等や保護樹木等の指定及び管理を行うとともに、様々な主体と協働で自然環境保全の推進を図る。 | 保護地区については必要に応じて立ち入り制限を行い、保護樹木等については適切な管理に努めた。 また、市民ボランティアとの協働による湿原の保全活動などを行った。 | 保護地区については必要に応じて立ち入り制限を行い、保護樹木等については適切な管理に努めた。 また、市民ボランティアとの協働による湿原の保全活動などを行った。 ・護樹木指定本数：132本 ・景観樹林保護地区：26箇所 |
| | 花と緑の課 | 仁川緑地の環境学習フィールドの活用 | 生物多様性保全の観点から、計画的な除草等の維持管理を行うとともに、自然体験イベント等を行うことにより、身近に自然体験ができるフィールドとして活用する。また、学校園の課外学習の場としても活用できるよう適切な維持管理を行う。 | 甲山自然環境センター主催事業において、エコひろば等の自然体験イベントを実施した。また、近隣の小学校による課外学習の場として活用された。 敷地内の除草については、野鳥の営巣時期などにも考慮して計画的に実施した。 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、環境学習のフィールドとしての活用はできなかった。 敷地内の除草については、野鳥の営巣時期などにも考慮して計画的に実施した。 |

| | 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------------------------|-------|---------------------------------|---|---|---|
| | | | | 実施状況 | 実施状況 |
| | 花と緑の課 | 社寺林における生物多様性の保全 | まちなかにおいて貴重な、まとまった樹林である社寺林を保全することにより、まちなかにおける生き物の生息空間を確保する。 | 景観樹林保護地区の維持管理を支援するとともに、管理者からの要望により危険木の伐採等を実施した。 | 景観樹林保護地区の維持管理を支援するとともに、管理者からの要望により剪定等を実施した。 |
| | 教育研修課 | 小・中学校におけるピオトープ等の整備と環境教育の推進 | 山・川・海などの自然環境のつながり（生態系ネットワーク）を意識した取り組みとして、学校園における施設を利用し、プールで生息しているトンボのヤゴ取りなど自然と親しむ活動の提案を教員向けに行う。 | 五感を生かし、学校園を活用する研修を用海小学校で実施した。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止及び授業進度の遅れに対する対応として、今年度は情報の提供等をしなかった。 |
| ③情報共有とあらゆる主体による調査体制のしくみづくり | | | | | |
| | 花と緑の課 | 市民ボランティア（きのこクラブ・植物バイテクラブ）による調査等 | 生物多様性の観点から、市民ボランティアとの協働により、夙川河川敷の松樹・桜樹の健全化や自生植物の増殖・育成を行う。 | 夙川河川敷における松樹健全化、桜樹健全化を協働で実施した。 自生植物の増殖・育成及び植栽を実施した。 | 夙川河川敷における松樹健全化、桜樹健全化について、新型コロナウイルス感染症対策を万全に取りつつ、市民との協働により実施した。 |
| | 花と緑の課 | 専門家による自然調査の実施 | 生物多様性の保全を図るため、市内の自然環境を把握することを目的に、専門家による自然調査を実施する。 | ナラ枯れ跡地の植栽調査及び甲山湿原の現況調査を実施した。（合計2件） | 甲山湿原の現況調査を実施するとともに、過去の調査資料の整理等を行った。（合計2件） |
| | 花と緑の課 | ため池等における生物調査の実施 | 市内の生き物の生息状況等に関する情報収集のため、市内のため池の生物調査を実施する。 | 実施せず。 | 市民ボランティアとともに、津門川における生物調査を実施した。 |
| | 花と緑の課 | 市民自然調査ホームページの運営 | 市内の生き物の生息状況等に関する情報収集のため、市民が気軽に生き物調査を行い、その情報を共有できるツールとして「未来につなぐ 西宮の自然」ホームページを運営する。 | トップページアクセス件数 9,301件 | トップページアクセス件数 11,615件 |
| | 花と緑の課 | 市民参画による自然調査の実施（概ね10年毎） | 幅広い市民等に呼びかけを行い、一定の期間に市内の生き物の生息状況等について、一斉に調査をする。 | 次回の実施に向けて、他市での実施事例を調査し、実施手法の検討を行った。 （次回実施は令和5年度予定） | 次回の実施に向けて、他市での実施事例を調査し、実施手法の検討を行った。 （次回実施は令和5年度予定） |
| ④くらしや産業の中で多様な生態系サービスを育む | | | | | |
| | 文化振興課 | 貝類館現場出張活動の促進 | 工芸などの文化的な利益を与えてくれる生態系の保全のため、貝類の出張展示や館外での貝類に関する講演会などを始めとして、公民館や児童館での貝を使った工作教室の実施等、館外へのアウトリーチ活動を実施している。 | ・西宮浜さくら祭りブース出展 ・第44回西宮市民祭りブース出展 ・大阪自然史フェスティバル出展 ・北口図書館出張展示 ・甲子園浜セミナー（年3回） ・工作教室（年7回） | ・甲子園浜セミナー（年3回） 例年行っている出張展示、工作教室については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となった。 |

| | 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--|-----------|-------------------------|--|--|---|
| | | | | 実施状況 | 実施状況 |
| | 文化振興課 | 貝類館生き物観察会の実施 | 生物多様性の保全の観点から、市民が自然と生物に親しむ機会として、またそれを通じて市内と周辺の貝類相を解明し、その成果を貝類館の刊行物などへ活用している。 | ・実施回数 3回 ・実施場所 甲子園浜、甲山 ・総参加者数 64名 | ・実施回数 1回 ・実施場所 甲子園浜 ・総参加者数 10名 新型コロナウイルスの影響により観察会3回分が中止となった。 |
| | 文化振興課 | 貝類館収蔵標本等データベース検索 | 生物多様性の保全の観点から、貝類館の持つ貝類標本について、分類・体系的な整理を行い、データベース化することにより、効率的な管理を行うとともに、インターネットを通じて貝類研究者及び広く一般に広く公開している。 | 登録標本数 90,106件 | 登録標本数 90,473件 |
| | 文化振興課 | 生物多様性関連施設ネットワークの形成（貝類館） | 貝類という生き物を介して市民が人と自然、環境との関わりを学び、自然のふしぎ、環境の大切さを理解する環境学習の拠点の一つとして、上記事業を始めとした活動を行っている。 | 入館者数 12,331名 館外事業参加者数 4,612名 | 入館者数 9,118名 館外事業参加者数 685名 |
| | 都市ブランド発信課 | 宮水保全条例の運用 | 伝統産業を守ることと生物多様性の保全が密接な関係を持っていることの理解を深めるため、一定の条件を満たす開発事業について、灘五郷酒造組合との協議など必要な手続きを定めることで、地場産業である清酒造りに欠かすことのできない宮水（地下水）の保全を行う。 | 条例適用事業数 17件 | 条例適用事業数 7件 |
| | 都市ブランド発信課 | 自然体験プログラムの紹介（まちたび事業） | 西宮市の魅力を高める自然を意識した取り組みとして、10～3月の間、着地型観光プログラムを実施し、地域への愛着を高めるとともに、市外からの誘客を図る。また、併せて同期間中に市内で開催される事業者主催のイベントについても、プログラムをまとめた冊子や特設ホームページなどで紹介する。 | 期間中に市内で実施される自然体験プログラム（事業者主催）を紹介した。 掲載プログラム数：4 ・えびすの森春休み子供観察会 ・北山・秋の自然観察 ・甲山生きもの調査隊！冬鳥を観察しよう ・甲山生きもの調査隊！冬の昆虫ウォッチング | 令和2年度はコロナウイルス感染症対策のため体験型観光プログラムを中止し、動画を配信した。 |
| | 生活環境課 | 学校飼育動物支援事業（適正飼育の指導等） | 生物多様性の視点を持った取り組みとして、動物とのふれあい体験や授業を通じ、動物についての正しい知識の習得や命の大切さ・他者への思いやりなどを学ぶ「ふれあい教室」及び学校飼育動物の飼育方教示、診察・繁殖制限対策などの「飼育管理指導」を行う。 | 飼育管理指導：診療1件 学校園側からの事業実施要望・相談がなかったため、夏休み期間に小学生とその保護者の市民を対象に「動物管理センター見学会」を行い、その中で「ふれあい教室」を実施した。 | 新型コロナウイルス感染拡大防止の為、「ふれあい教室」は中止し、「飼育管理指導」のうち、飼育動物の診療6件を行った。 |

| | 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--|-----------|---|--|--|--|
| | | | | 実施状況 | 実施状況 |
| | 子育て総合センター | みやっこキッズパークの自然環境の整備 | みやっこキッズパークは、子供たちが五感を感じることができる遊び場の整備を通じて緑の保全や水辺の保全に取り組んでいる施設であり、子育て総合センターの屋外施設として設置している。市民ボランティア組織「みやっこキッズパーク事業推進委員会」との協働で、樹木の植樹・小川の整備・ピオトープ池の管理・稲の育成・草屋根の設置など多様な事業の推進を図っている。 | 平成15年11月の開設以降、自然豊かな遊び場としての市民の認知度も上がってきている。来園者が常に身近に水の生き物に触れる機会を持ち、また植物を見たり、触れたり、摘んだりする体験ができるようにし、また田植えや稲刈りなどの自然体験ができるイベントも行った。 | 平成15年11月の開設以降、自然豊かな遊び場としての市民の認知度も上がってきている。来園者が常に身近に水の生き物に触れる機会を持ち、また植物を見たり、触れたり、摘んだりする体験ができるようにした。例年、田植えや稲刈りなどの自然体験ができるイベントを行っているが新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止した。 |
| | 環境学習都市推進課 | 水生生物との触れ合いイベントの実施 | 環境学習サポートセンターにおいて、夏休み等の子供たちが参加しやすい期間に水生生物と触れ合えるイベントを開催し、生物多様性の視点を持った環境学習の場を設ける。 | メダカの学校 339人 いきものふれあいフェスタ 485人 | 新型コロナ感染症拡大防止のため中止した。 |
| | 花と緑の課 | 生物多様性関連施設ネットワークの形成（北山緑化植物園、花工房、植物生産研究センター） | 生物多様性にしのみや戦略の推進を図るため、関連部署との連携を図り、情報の共有やフラワーフェスティバルin西宮などのイベントにおける連携等を行う。 | 各種教室の情報を提供すると共にイベント等のチラシの配布を実施。 | 新型コロナウイルスの影響により、イベントの実施等ができなかったため、展示物の交換等、可能な範囲内で連携を行った。 |
| | 花と緑の課 | 生物多様性関連施設ネットワークの形成（甲山自然環境センター、甲子園浜自然環境センター） | 生物多様性関連施設で、お互いの施設の取り組みや各フィールドでの保全活動の紹介を行うことにより、幅広い層に生物多様性保全の啓発を行う。 | それぞれの施設において、お互いの施設を紹介する展示をしている。 | それぞれの施設において、お互いの施設を紹介する展示をしている。 |
| | 学校教育課 | 自然学校推進事業・環境体験事業 | 「自然学校推進事業」：生物多様性の視点を踏まえた教育として、学習の場を教室から豊かな自然の中へ移し、人や自然とのふれあいを通して、心身ともに健康な児童の育成を目的に、市立小学校全41校の5年生を対象に4泊5日の宿泊研修を行う。 「環境体験事業」：人間形成の基礎が培われる時期に命の営みやつながり、命の大切さを学ぶため、市立小学校全41校の3年生を対象に、自然にふれあう体験型環境学習を行う。 | 自然学校推進事業：市立小学校全41校の5年生4,681人が参加した。 環境体験事業：市立小学校全41校で年間3回以上の学習を実施し、3年生4,447人が参加した。 | 自然学校推進事業：市立小学校・義務教育学校全41校の5年生4,422人が参加した。例年は4泊5日で実施していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1日単位の日帰りでの実施とした。 環境体験事業：市立小学校・義務教育学校全41校で年間1回以上の学習を実施し、3年生4,437人が参加した。例年は3回以上で実施していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1日以上での実施とした。 |
| | 文化財課 | 名塩雁皮紙の保護および活用 | 重要無形文化財「名塩雁皮紙」の保護と活用のため、郷土資料館分館名塩和紙学習館で紙すき教室などの実施。 | 郷土資料館紙すき教室など和紙実習を実施した。 | 郷土資料館紙すき教室などについて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部中止した。 |

| | 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------------|-------|-----------------------------|---|---|--|
| | | | | 実施状況 | 実施状況 |
| 2. まちの緑を育む | | | | | |
| ①公有地の緑化 | | | | | |
| | 道路建設課 | 街路の植栽など周辺環境への配慮 (街路事業など) | 生物多様性に配慮した緑化を推進する取り組みとして、沿道環境及び都市景観の向上のため、一定のピッチで植樹樹を設け、植樹を行う。 | ・植樹樹整備 山手幹線 N=13箇所 鳴尾今津線 N=3箇所 ・植樹帯整備 山手幹線 L=148m | <令和2年度実施> ・植樹樹整備 競馬場線 N=25箇所 鳴尾今津線 N=7箇所 |
| | 公園緑地課 | 街路への植栽など周辺環境への配慮・樹種の選定 | 生物多様性に配慮した緑化を推進する取り組みとして、街路樹の補植、既設樹種の補植、道路建設時の新規植栽や道路補修課の道路全面改良時の樹種採用決定について、住民の意向を反映し実施している。 また、公園や街路樹の植栽計画、実施については、生物多様性に配慮し、極力野鳥等呼び寄せる為の実のなる樹種(クロガネモチ、サクラなど)を選定している。 | 補植：高木12本 低木1,471本 2,150株 新植：高木24本 地被2,008株 | 補植：高木45本 低木3,402本 地被1,030株 新植：高木67本 低木：2,729本 地被株：10,380株 |
| ②民有地の緑化 | | | | | |
| | 花と緑の課 | 緑地協定の推進 | 都市緑地法に基づき、開発地等における緑豊かな住宅地としての良好な景観・環境等の形成を目的として住民等自らが緑化に関する事項について協定を締結する「緑地協定」について市長が認可するもの。 | 3,000平方メートル以上の住宅用地の開発について、緑地協定を締結するように指導した。 | 3,000平方メートル以上の住宅用地の開発について、緑地協定を締結するように指導。令和3年3月末現在、14区域で緑地協定を締結している。 |
| | 花と緑の課 | 緑のリサイクル事業 | 市民宅などで不要となった樹木を市が引き取り希望する市民への配布や公共緑化に活用することで既存の『緑』を保存し緑化を推進するとともに、市民の緑化意識の高揚を図る。 | 市民の緑化意識の高揚を図るため、不用となった樹木の引取りを実施した。 | R2年度は、新たな不用樹木の引取りは実施せず、既に引取り、苗圃で保管・養生していた樹木を市民へ配付することで緑化意識の高揚を図った。 |
| | 花と緑の課 | 緑化助成制度 | 緑豊かな潤いのあるまちづくりや生物多様性を推進するため、住宅専用の敷地内での緑化事業に対し、その費用の一部を助成する。 | 宅地内の緑化を図る20件の申請者に対し、助成金の交付を行なった。 | 宅地内の緑化を図る27件の申請者に対し、助成金の交付を行なった。 |
| | 花と緑の課 | 混ぜ垣の推進 | 生物多様性にしのみや戦略の推進を図るため、北山緑化植物園内において「混ぜ垣」の活用事例の展示を行う。 | 実例植栽展示を引き続き実施した。 | 北山緑化植物園内にて実例植栽展示を行うとともに、住まいの緑化助成制度では推奨チラシを添付することで啓発を行った。 |
| | 花と緑の課 | 松くい虫防除事業 | 松くい虫による松枯れの被害拡大を防ぐため、市内の松樹所有者・管理者で被害木を伐採して焼却または薬剤処理をされる方に対して補助金を交付する。 | 補助件数：8件 | 補助件数：5件 |

| | 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------------------|-------|------------------|--|--|---|
| | | | | 実施状況 | 実施状況 |
| ③市民緑化活動や農とのふれあい支援の推進 | | | | | |
| | 農政課 | 農業体験推進事業 | 市民に対して、農業に対する理解と認識を深めてもらうため、実際に農作業に従事してもらう機会を創出する。 | 市民農園については、6農園227区画の維持管理を行った。 そば作り体験農園については、20組募集したところ、24組の申込みがあったため、抽選を行ったうえで事業を実施した。 | 市民農園については、5農園200区画の維持管理を行った。 そば作り体験農園については、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から中止した。 |
| | 公園緑地課 | 市民参加の公園管理の推進 | 市民緑化活動を推進するため、公園の清掃等管理業務について、地域の自治会等に委託することで、地域の目の届く公園管理が可能となる。具体的には、月2回以上の公園清掃、月に1回以上の除草及び公園施設の点検業務を委託している。 | 197団体と委託契約を締結し、248公園の管理を委託している。 | 200団体と委託契約を締結し、255公園の管理を委託している。 |
| | 花と緑の課 | フラワーフェスティバルの実施 | 花や緑を愛し育てることを通して地域コミュニティを育み、互いに協力し、“心のかよった緑あふれるまちづくり”をめざして開催している市民参加による花と緑の祭典。 | 開催日時：令和元年5月24日(金)～26日(日) 10～16時 来場者数：6,000人 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催を中止した。 |
| | 花と緑の課 | 花のコミュニティづくり事業 | 地域コミュニティづくりの一環として、公園・街路等で花壇活動する地域緑化活動団体に対し、花壇の基盤づくりや花苗の支給、技術指導などを行い、市民緑化活動を支援する制度。 | 花のコミュニティづくり活動団体数：82団体 市支給花苗総数：約50,000株 | 花のコミュニティづくり活動団体数：84団体 市支給花苗総数：約30,000株 |
| | 花と緑の課 | 花と緑のまちづくりリーダーの育成 | 花と緑による地域コミュニティ活動の推進・牽引役となる「花と緑のまちづくりリーダー」を養成する制度。リーダーは、選任講習を履修後、市長から任命され、市内各地で地域緑化活動の中心となるほか、市と連携して活動する。 | 令和元年度は実施無し | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により養成講座は中止した。 |

○安全快適

| | 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------------------------|-------|--------------------------------------|--|--|---|
| | | | | 実施状況 | 実施状況 |
| 1. 良好な大気・水質、土壌などの次世代への継承 | | | | | |
| ①大気・水・土壌などの保全、騒音、振動対策 | | | | | |
| | 農政課 | 環境保全型農業の推進 | 都市近郊で農業を継続的に行うために、近隣住民や環境に配慮した農業を行う必要がある。そのため、化学肥料の代替として有機堆肥の使用を促し、また、農薬の使用を極力控える農業を推奨し、環境に負荷がかからない農業を実施するように事業を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> 有機堆肥の取組み:108件（前年より微増） ひょうご安心ブランド食品認証促進事業：9件（前年より減少） ひょうご推奨ブランド認証食品事業：2件（皆増） 環境保全型農業直接支払交付金事業：1戸の農家が事業を実施（前年同数）。 | <ul style="list-style-type: none"> 安心・安全な農産物の生産支援（農家の有機質肥料等の購入支援）：117件（R2年度からの補助事業の見直しにより経年比較は困難） 農地・土壌の保全、改良支援（農家の露地被覆資材の購入支援ほか）：55件（R2年度からの補助事業の見直しにより経年比較は困難） 環境保全型農業直接支払交付金事業：1戸の農家が事業を実施（前年同数）。 |
| | 農政課 | 農業施設維持管理事業 | 良好な農業環境を整備するため、市内の農会から農業施設の補修・改修の要望をとりまとめて、その中から公共性・緊急性・行政介入の必要性を勘案して実施する。 | 令和元年度は34件の要望があり、17件の要望について対応を実施した。 | 令和2年度は42件の要望があり、27件の要望について対応を実施した。 |
| | 環境保全課 | 周辺自治体との連携を含めた交通公害対策 | 公害問題としての観点で、国道43号・阪神高速道路、山陽新幹線、大阪（伊丹）国際空港を対象に、近隣自治体と連携して国・事業者に要望活動を実施している。 | 国道43号3市協については、一定の役割を果たしたとして令和元年度をもって活動を終了したが、引き続きWGなどで連携を図っていく。新幹線3市協や大阪国際空港10市協議会については例年通りの取り組みを実施した。 | コロナ禍の影響で、対面ではなく書面会議や書面による要望活動等に切り替えている。一方、要望の元資料となる測定調査については、実施時期等の変更はあっても例年通りの取り組みを実施した。 |
| | 環境保全課 | ノーマイカーデーとアイドリングストップの普及（公共交通機関利用促進除く） | ノーマイカーデー（毎月20日）およびアイドリングストップの普及啓発活動を行っている。 | 啓発ティッシュの配布（本庁及び各支所・アクタサービスセンターに夏場）を実施した。市政ニュース・庁内ニュースに自動車利用の抑制を求める記事を掲載（12月）した。 | 啓発ティッシュについては例年通り本庁及び各支所・アクタサービスセンターに配布した。一方で、コロナ対策としてマイカー利用を進める動きもあったことから、自動車利用の抑制運動については見送っている。 |
| | 環境保全課 | 低公害車の民間への導入補助（民間のバス・トラック事業者のみ） | 大都市地域における大気汚染状況を削減するため自動車NOx法（のちに自動車NOx・PM）法が制定された。民間のバス・トラック事業者に対し、CNG（圧縮天然ガス）自動車導入時に国・県と共調して補助を行っている。 | 令和元年度は補助実績なし。低公害車普及促進協議会を開催した。 | 令和2年度は補助実績なし。低公害車普及促進協議会を開催した。 |

| | 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--|-----------|------------------------------|---|---|---|
| | | | | 実施状況 | 実施状況 |
| | 環境保全課 | 一級水準観測測量業務 | 安心・安全な生活環境を維持するため、阪神地区地盤沈下調査連絡協議会（国土地理院技術助言・大阪府事務局）と連携して、大阪平野における土地の隆起・沈降状況を把握する。 | 令和元年度は測量・変動評価計算いずれも実施していない。（計画どおり） | 従来は市内を南北に分けて幹線から支線に及ぶ詳細な測量を実施してきたが、令和3年度は電子基準点移行前の統一測量のため、阪神地区地盤沈下連絡協議会と調整しながら測量方法を検討することとした。 |
| | 環境保全課 | 大気汚染常時監視等各種大気調査 | 大気汚染防止法第20条および第22条の規定に基づき、市内の待機汚染状況等を常時監視している。また、有害大気汚染物質・酸性雨・降下ばいじん・石綿・ダイオキシン類などについても調査を実施している。 | 常時監視は市内11固定測定局と移動測定車を用いて実施した。有害大気は市内3地点、酸性雨・降下ばいじんは市役所屋上、石綿は市内の測定局、ダイオキシン類は市内3地点で調査を実施した。 | 常時監視は市内11固定測定局と移動測定車を用いて実施した。有害大気は市内4地点、酸性雨・降下ばいじんは市役所屋上、石綿は市内の測定局、ダイオキシン類は市内3地点で調査を実施した。 |
| | 環境保全課 | 環境に係る騒音・振動調査 | 安心・安全で健康な生活環境を維持するため、道路交通騒音・振動調査（自動車騒音面的評価を含む）、新幹線騒音・振動調査、航空機騒音調査、環境騒音調査を実施している。また、公害苦情が寄せられた特定建設作業や（特定）事業場の現場確認なども行っている。 | 道路交通騒音振動調査は市内国道6地点・県道4地点・市道2地点において実施。新幹線騒音振動調査は18地点、航空機騒音は段上センター、環境騒音は16地点で実施した。 | 道路交通騒音振動調査は市内国道6地点・県道5地点・市道3地点において実施。新幹線騒音振動調査は18地点、航空機騒音は段上センター、環境騒音は15地点で実施した。 |
| | 環境保全課 | 建設工事等への法令に基づく規制・指導 | 規制基準が順守されていることを確認するため、大気汚染防止法第18条の15の規定に基づく特定粉じん排出等作業に対する立入調査を実施している。 | 特定粉じん排出等作業実施届 53件 立ち入り件数 76件 | 特定粉じん排出等作業実施届 72件 立ち入り件数 87件 |
| | 環境学習都市推進課 | 駐車場、洗車場および資材等置場、太陽光発電設備の設置届出 | 快適な住環境を確保するため、敷地面積が300平方メートル以上の駐車場、洗車場、150平方メートル以上の資材等置場、事業区域が300平方メートル以上の太陽光発電設備（建物に設置されるものを除く）を設置する事業者から届出を受け付け、必要な指導を行う。 | 届出件数 駐車場・資材置き場等 24件 太陽光発電設備 4件 | 届出件数 駐車場・資材置き場等 11件 太陽光発電設備 1件 |
| | 道路建設課 | 低騒音舗装（排水性舗装）の施行（街路事業、二次改築事業） | 沿道環境の向上のため、低騒音舗装（排水性舗装）の整備による騒音対策を行う。 | ・低騒音舗装（排水性舗装）整備延長 鳴尾今津線 L=150m | ・低騒音舗装（排水性舗装）整備延長 競馬場線 L=140m 鳴尾今津線 L=140m |
| | 道路建設課 | 防音壁の設置（街路事業） | 沿道環境の向上のため、地先土地所有者の要望があった箇所について防音壁の整備による騒音対策を行う。 | ・遮音壁整備 山手幹線 L=154m（基礎部のみ施工） | 実績なし |
| | 花と緑の課 | 臨海部夜間花火の禁止 | 快適な住環境の保全のため、「快適な市民生活の確保に関する条例」に基づき、臨海部の公園を花火禁止重点区域に指定して迷惑花火の規制を行う。 | 夏休み期間中を中心に巡視啓発を実施し、また、量販店への周知チラシの配布やのぼり等の設置により啓発に努めた。 | 夏休み期間中を中心に巡視啓発を実施し、また、量販店への周知チラシの配布やのぼり等の設置により啓発に努めた。 |

| | 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---------------------------|-------|--|---|--|--|
| | | | | 実施状況 | 実施状況 |
| | 下水計画課 | 下水道の合流改善および高度処理の推進 | 下水処理水の放流先である公共用水域（大阪湾）の水質保全を目的とし、高度処理事業を実施する。 | 中長期的な合流改善の検討（情報収集等）を行った。また、高度処理事業については昨年度から引き続き事業を実施した。 | 中長期的な合流改善の検討（情報収集等）を行った。また、高度処理事業については昨年度から引き続き事業を実施した。 |
| | 下水管理課 | 生活排水対策の啓発 | 処理区域内における未水洗の家屋を訪問し、啓発を行っている。 | 16戸（未水洗から水洗化された戸数） | 28戸（未水洗から水洗化された戸数） |
| ②発生源（大気・水質・土壌汚染物質・騒音・振動等） | | | | | |
| | 環境保全課 | 工場・事業場等に対する規制・指導および環境保全協定締結工場への自主的な環境保全活動の推進 | 安心・安全で健康な生活環境の保全のため、大気汚染防止法・水質汚濁防止法・騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法・兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づく工場・事業場に対する立入調査の実施や指導を行う。また、市内の主な企業と西宮市環境保全協定を締結している（現在5社）。 | ばい煙発生施設立入検査13事業場、水質汚濁防止法特定施設立入検査延べ69回など。環境保全協定締結工場から年2回協定に基づく報告を受けている。 | ばい煙発生施設立入検査4事業場、水質汚濁防止法特定施設立入検査延べ52回など。環境保全協定締結工場から年2回協定に基づく報告を受けている。 |
| | 環境保全課 | 大気汚染常時監視等各種環境調査（光化学スモッグの監視体制） | 安心・安全で健康な生活環境の保全のため、市内6一般環境局（西宮市役所・鳴尾支所・瓦木公民館・甲陵中学校・山口小学校・浜甲子園）において、光化学オキシダント（オゾン）濃度を常時監視測定している。光化学スモッグ発生時には兵庫県より予報・注意報等が発令される。 | 西宮市内で注意報2回発令（5月24日・8月2日） | 西宮市内で注意報1回発令（8月17日） |
| | 環境保全課 | 大気汚染常時監視等各種環境調査（有害大気汚染物質等の調査） | 安心・安全で健康な生活環境の保全のため、有害大気汚染物質・酸性雨・降下ばいじん・石綿・ダイオキシン類について、一般環境大気質の調査を実施している。 | 実施 | 実施 |
| | 環境保全課 | 公共用水域（河川・海域・ため池）・地下水等水質調査 | 安心・安全な水質環境の保全のため、公共用水域水質常時監視調査・地下水水質調査・ゴルフ場排水の農薬成分調査・河川海域底質調査・ダイオキシン類調査などを実施。公共用水域および地下水調査は兵庫県測定計画に基づき実施している。 | 予定通り実施した。 ※公共用水域：河川20河川34地点・海域6地点・ため池4地点 ※地下水水質調査：概況調査12地点および継続監視調査 ※ダイオキシン類調査：河川・海域・地下水・土壌・事業場排水 | 予定通り実施した。 ※公共用水域：河川20河川34地点・海域6地点・ため池4地点 ※地下水水質調査：概況調査12地点および継続監視調査 ※ダイオキシン類調査：河川・海域・地下水・土壌・事業場排水 |
| | 環境保全課 | 特定建設作業に対する法令に基づく規制・指導 | 建築・解体・造成現場等において重機等を使用する際には、工事開始の8日前までに騒音規制法・振動規制法等に基づく特定建設作業実施届を提出する必要がある。安心・安全で健康な生活環境の保全のため、作業に伴う騒音・振動・粉じんの苦情相談が市民から寄せられた場合は、現場確認・指導を行っている。 | 特定建設作業実施届出件数 1,260件 届出書類数 （内訳）騒音1,860 振動199件 | 特定建設作業実施届出件数 1,132件 届出書類数 （内訳）騒音1,697件 振動208件 |

| | 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------------------------|-----------|---|--|---|---------------------------------------|
| | | | | 実施状況 | 実施状況 |
| | 下水浄化センター | 工場・事業場等に対する立入調査・排水指導 | 安定的に下水道施設を運用するために事業者が排出する下水の水質を監視、指導すること。 | 年間立入回数 320回 | 年間立入回数 292回 |
| ③有害化学物質対策による安全なくらしの確保 | | | | | |
| | 事業系廃棄物対策課 | PCB廃棄物の適正処理及び保管に係るPCB廃棄物保管事業者への指導・助言の実施 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCBという。」）廃棄物保管事業者から提出された保管状況等届出書等の審査を行うとともに、公衆に縦覧することにより公表する。また、事業所への立入検査を実施し、PCB廃棄物の保管状況の調査、適正保管の指導及び適正処理に関する啓発を行う。 | 保管状況等届出書の提出件数 166件 保管事業所への立入件数 54件 PCB使用安定器の掘り起こし調査の件数 1,309件（完了） | 保管状況等届出書の提出件数 148件 保管事業所への立入件数 43件 |
| | 建築指導課 | 吹付けアスベスト除去等補助金制度 | 安心・安全で健康な生活環境を維持するため、市内にある民間の既存建築物に吹付けられたアスベストの調査事業及び吹付けアスベストの除去等事業にかかる費用の一部を補助する | 調査補助、除去等補助ともに0件 | 吹付けアスベスト除去等補助事業調査補助3件、除去等工事0件 |
| 2.人と環境に配慮した住まい・まちづくりの推進 | | | | | |
| ①環境に配慮した住まい・まちづくりの推進 | | | | | |
| | 交通政策課 | ノンステップバス導入事業 | 高齢者・障害者等の利用に配慮したノンステップバスの購入及び運行を促進し、路線バスを利用した移動の利便性及び安全性の確保と環境に配慮したまちづくりの推進を図るため、路線バス事業者に対し、国や兵庫県と協調してノンステップバス導入の補助金を交付するもの。 | 補助件数 5件 | 補助件数 0件 |
| | 生活環境課 | ホルムアルデヒドの簡易測定 | 人と環境に配慮した住まいづくりの推進のため、市民からの健康相談及び調査依頼に基づき、シックハウス症候群の原因物質の1つであるホルムアルデヒドの簡易測定をう。 | 簡易測定 6件 | 簡易測定 0件 |

| | 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------------------------|-----------|-----------------------------|---|---|---|
| | | | | 実施状況 | 実施状況 |
| | すまいづくり推進課 | 夏休みエコいえづくり体験ワークショップ | キットを使った家模型を作製するワークショップを通じて、電気やガスなどのエネルギーをあまり使わずに暮らせるような環境に配慮した住まい方について学習してもらう。 | 令和元年8月3日に船坂里山学校(旧船坂小学校跡施設)のランチルームにて開催し、54名が参加した。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止した。 |
| | 下水管理課 | 雨水貯留浸透施設設置助成制度 | 雨水の再利用及び地下浸透を促進し、都市型水路の軽減と健全な水環境システムの確保を目的に、市民参画型の本制度を実施。 | 13箇所 | 12箇所 |
| ②人にやさしいまちづくりの推進 | | | | | |
| | 道路建設課 | 福祉のまちづくり条例に基づく人にやさしい道路整備の促進 | バリアフリーに対応した歩道の整備のため、車道との段差を小さくしたセミフラット型歩道の整備を行う。 | ・バリアフリー対応歩道整備延長 山手幹線 L=500m 鳴尾今津線 L=150m | ・バリアフリー対応歩道整備延長 競馬場線 L=320m 鳴尾今津線 L=140m |
| | 道路建設課 | 空中架線の整理、電線地中化の促進(街路事業) | 電線類を地中化することによる安全で快適な通行空間の確保と景観や防災上の安全性の向上を行う。 | ・電線共同溝整備 山手幹線(熊野工区) L=400m | 実績なし |
| | 公園緑地課 | 公園緑地の確保・公園整備の推進 | 緑豊かな都市環境の形成や災害等緊急時の一時避難地、避難経路として整備し、防災性の強化を総合的に推進する。 また、都市公園の整備にあたり子供や女性・お年寄り・障害を持った人に、優しく安全で安心できる公園づくりを行う。 | 西宮浜総合公園の整備を行い、開発事業により、7公園を新たに整備し、引き継いだ。 | 西宮浜総合公園の整備を行い、開発事業により、3公園を新たに整備し、引き継いだ。 |
| ③ごみのない美しい・住みやすいまちづくりの推進 | | | | | |
| | 生活環境課 | 犬のふん放置の禁止に関する啓発 | ごみのない住環境を維持するため、犬のふん放置に関して市民からの相談を受け、犬の飼い主が特定されている場合は、直接飼い方指導を実施する。犬の飼い主が特定されていない場合には、広報車による巡回啓発や啓発看板の設置・配布を行う。 | 飼い主特定事例なし。 広報車による巡回啓発を実施。 啓発チラシの配布 約20,000枚 啓発看板の配布 355枚 | 飼い主特定事例なし。 広報車による巡回啓発を実施。 自治会へ回覧用啓発チラシを提供。 啓発チラシの配布 約20,000枚 啓発看板の配布 304枚 |

| | 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--|-----------|---|---|---|--|
| | | | | 実施状況 | 実施状況 |
| | 環境衛生課 | 快適な生活環境保持のための 鼠族・害虫駆除 | 感染症発生時に、感染症法に基づき、消毒及び感染症媒介昆虫等の駆除等を行う。また、平常時においては、発生源対策として水路や下水道等の公共施設において、蚊やねずみ等について調査・駆除を実施し、ダニによる刺咬被害やアレルギー対策に関する啓発事業を実施し、市民の快適な生活環境の確保に努めている。 | 下水道のネズミ駆除対策（ねずみ捕獲器設置点検箇所） 25,661箇所 水路の幼虫蚊等対策（薬剤散布面積） 515,961㎡ 下水道・暗渠の成虫蚊等対策（点検薬剤散布箇所） 4,147箇所 啓発事業（街頭相談会等実施回数） 32回 | 下水道のネズミ駆除対策（ねずみ捕獲器設置点検箇所）：32,253箇所 水路の幼虫蚊等対策（薬剤散布面積）：537,708㎡ 下水道・暗渠の成虫蚊等対策（点検薬剤散布箇所）：9,055箇所 啓発事業（街頭相談会等実施回数）：11回（市保健所の実施事業にスタッフとして参加） |
| | 環境衛生課 | 空き地の環境を守る条例の 有効な運用 | 空き地のパトロールを実施し、適切な管理が必要な空き地の所有者等に対して市条例に基づく通知等により適切な管理を促し、快適な生活環境の確保に努めている。 また、適切な管理を促進するため、草刈機の貸出しを行うほか、自己処理が困難な場合は、所有者から実費を徴収したうえで除草を民間に委託している。 | あ空き地の巡回や市民等からの情報提供による管理指導を継続的に実施し、状況が改善されないあ空き地については、根気強く指導を行った。 適正管理達成率 86.5% 除草受託箇所 164箇所 | 空き地の巡回や市民等からの情報提供による管理指導を継続的に実施し、状況が改善されない空き地については、根気強く指導を行った。 適正管理達成率：88.9% 除草受託箇所：172箇所 |
| | 環境衛生課 | 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等の適正管理の促進 | 快適な生活環境を確保するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき管理が不適切な空家家の所有者等に対して関係課等と連携し改善指導を実施している。また、平成29年7月に「西宮市空家等対策計画」を策定し、住宅や空家家の所有者等に対する啓発などによる予防的な取り組みを重点的に推進している。 | 市民等からの情報提供により把握した適正管理が行われていない空き家の所有者に対して指導・啓発を行う。 相談件数 79件 指導件数 62件 改善件数 41件 空家家対策パンフレット「住宅をお持ちのみなさまへ」の市施設への配置：1,600部 | 市民等からの情報提供により把握した適正管理が行われていない空き家の所有者に対して指導・啓発を行う。 相談件数：66件 指導件数：58件 改善件数：45件 空家家対策パンフレット「住宅をお持ちのみなさまへ」の市施設への配置：700部 |
| | 環境学習都市推進課 | 路上喫煙対策等業務 | 市民の平穏で清潔な日常生活の維持と、生活環境を確保することを目的とした規制の中で、主に喫煙者のマナーの向上と喫煙者と非喫煙者の共存を目的としている。 | ◎喫煙禁止場所における過料徴収、啓発・指導件数 過料徴収 23件 啓発・指導 304件 ◎各地区での歩行喫煙者数 1,886件 | ◎喫煙禁止場所における過料徴収、啓発・指導件数 過料徴収 0件 啓発・指導 382件 ◎各地区での歩行喫煙者数 1,519件 |
| | 環境学習都市推進課 | 旅館業、風俗営業及び店舗型性風俗 特殊営業の用途に供する建築物の 建築等の規制 | 快適な生活環境を確保するため、条例に基づき、旅館業等の営業の用途に供する建築物の建築等を行おうとする建築主から事前相談を受け付け、旅館業審査会の答申を経て、同建築物の建築等について、同意・不同意の決定を行う。 | 相談件数 22件 | 相談件数 8件 |

| | 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--|-----------|-----------------------|--|---|---|
| | | | | 実施状況 | 実施状況 |
| | 美化企画課 | わがまちクリーン大作戦 | 6月と12月に、まちの美観を損ねる散乱ごみを一掃するため、市民の皆さんと一緒に市内一斉清掃を行っている。環境衛生協議会、ごみ減量等推進委員会と連携・協力し、地域の各種団体や学校、事務所などに参加を呼びかけ、道路・公園・側溝など公共場所の清掃を行っている。 | 年2回の実施。(市内全域で実施) ・6月ごみ収集量：75.57 t ・12月ごみ収集量：85.20 t ・年間参加人数：延べ 71,546人 | 年2回の実施。(市内全域で実施) ・6月ごみ収集量：新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。 ・12月ごみ収集量：45.45 t ・参加人数：延べ 25,071人 |
| | 事業系廃棄物対策課 | 事業系廃棄物適正処理指導 | ごみのない住環境を維持するため、環境施設部が実施している展開検査にて不適物混入事案が発生した場合には、通知を送付し、排出事業者に適正排出に協力を求める。また、市民や許可業者からの情報提供等にて廃棄物の不適正処理事案を現認した場合には、個別に指導等をおこなっている。 | 通知送付数 203事業者 | 環境施設部にて実施している展開検査は、社会情勢を鑑み中止であったため通知等は実施していない。 市内のごみ多量排出事業者へ赴き、ごみの処理状況等を確認する立入検査を実施。 |
| | 土木総務課 | 「リフレッシュ瀬戸内」 海岸清掃活動 | ごみのない美しい住環境を維持するため、地元自治会や諸団体の協力を得ながら、隔年で甲子園浜と御前浜を清掃する活動を実施している。 | 雨天により中止。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。 |

3.身近な自然、歴史や文化の次世代への継承

| | | | | |
|---------|----------|--|---|--|
| 都市計画課 | 生産緑地 | 市街地の緑地空間及び防災上のオープンスペースとしての機能、公共事業の多目的保留地機能を果たす市街化区域内の農地を永続的に保全する事を目的とし、生産緑地地区の指定を行っている。 | ・追加指定の申し出のあった農地について、新たに生産緑地の指定を約1.1ha行った。 ・主たる従事者の死亡及び故障により約0.91haの指定解除を行った。 ・令和元年度末の時点では、385地区、約71.84haが指定されている。 | ・特定生産緑地の指定に向けて、意向調査、説明会、指定申出の受付等を行った。 |
| 都市計画課 | 地区計画の活用 | 地区計画は、地区住民と関係権利者が地区の将来を考え、まちづくりの目標を達成するよう、その地区の特性に応じた良好な環境の市街地を形成するためのルールづくりを行い、土地利用や建築物の形態等を計画的にきめ細やかにコントロールする制度である。 また決定された地区計画については、条例化することで建築基準法の法的制限を設け 地区計画区域内の建築行為に対して届出を課し、地区整備計画に適合するよう指導を行っている。(開発指導課) | ・苦楽園五番町くすのき台地区地区計画の決定を行った。 ・地区計画指定地区数：37地区 ・既決地区については地区計画の内容に沿ったまちづくりが進んでいる。 | ・地区計画指定地区数：37地区 ・既決地区については地区計画の内容に沿ったまちづくりが進んでいる。 |
| 都市デザイン課 | 屋外広告物の許可 | 屋外広告物等について、必要な規制を行うことにより、美観を維持し公衆に対する危害を防止するとともに、屋外広告物等と地域環境との調和を図るための施策を実施している。 | 屋外広告物許可件数 813件 (新規 151件 継続 662件) 掲出数 5,019枚 | 屋外広告物許可件数 760件 (新規 121件 継続 639件) 掲出数 4,807枚 |

| 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---------|-------------------------------------|---|---|--|
| | | | 実施状況 | 実施状況 |
| 都市デザイン課 | 西宮市都市景観条例に基づく都市景観の形成 | 歴史的、建築的価値が高く、景観形成に寄与する建築物を景観形成建築物に指定し、保全するための助成を行っている。また、一定規模以上の建築行為等の届出を義務付け、景観誘導を行っている。また、景観啓発活動を実施。 | 助成件数 4件 届出件数 94件 啓発活動 セミナー等0回（コロナ） | 助成件数 3件 届出件数 140件 啓発活動 セミナー等0回（コロナ） |
| 総務課 | 歴史資料の収集・保存・活用 | 市の歴史を紐解く基礎資料である公文書や写真・映像などを収集し、整理・保存を行うとともに、この歴史資料を活用してレファレンス対応や閲覧、展示を実施している。 | 歴史に関するレファレンス等 180件 公文書等歴史資料の収集 125件 写真等資料の寄贈受け 8件 歴史資料写真展は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。 | 歴史に関するレファレンス等 152件 公文書等歴史資料の収集 375件 写真等資料の寄贈受け 7件 3月に歴史資料Web写真展を開催した。 |
| 土木管理課 | 道路不正占用等物件の除去、不法投棄物件・放置自転車・違反広告物の撤去等 | 道路の美観を維持し、円滑な交通及び公衆に対する危害を防止するとともに、適切な道路の管理に寄与することを目的に、道路パトロールを実施し、道路上の不法占用物件の除去、不法投棄物件・放置自転車・放置自動車・違反広告物等を撤去し、不法占用物件等に対する指導勧告を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・不法占用物件等に対する勧告 159回 ・不法投棄物件（混合ゴミ）撤去 240件 ・不法放置単車自転車等撤去 545台（強制撤去422台、自主撤去123台） ・不法放置自動車撤去 0台 ・簡易除去（違反広告物撤去） 除去件数 268枚（はり紙71枚、はり札183枚、立看板9枚、広告旗等5枚） 実施回数 385回、延べ人数 2242名、使用車両 291台 ※「路上違反広告物追放推進員」制度による撤去件数を含む。 ・「路上違反広告物追放推進員」制度 登録団体 26団体・238人、撤去件数 94枚 | <ul style="list-style-type: none"> ・不法占用物件等に対する勧告 152回 ・不法投棄物件（混合ゴミ）撤去 210件 ・不法放置単車自転車等撤去 406台（強制撤去338台、自主撤去68台） ・不法放置自動車撤去 0台 ・簡易除去（違反広告物撤去） 除去件数 138枚（はり紙26枚、はり札98枚、立看板10枚、広告旗等4枚） 実施回数 311回、延べ人数 1765名、使用車両 204台 ※「路上違反広告物追放推進員」制度による撤去件数を含む。 ・「路上違反広告物追放推進員」制度 登録団体 22団体・208人、撤去件数 52枚 |
| 自転車対策課 | 放置自転車等の撤去 | 駅前の放置自転車等の撤去をおこない、都市景観の保全及び良好な環境の確保と機能維持を図る。 | 撤去件数 計6,746台 (内訳) 自転車 6,352台 原動機付自転車 394台 | 撤去件数 計3,561台 (内訳) 自転車 3,356台 原動機付自転車 205台 |
| 自転車対策課 | 自転車駐車場整備事業 | 都市景観の保全のため、自転車駐車場の整備・保全をおこない、利用者の利便の増進を図る。 | 阪神甲子園西自転車駐車場のラックを改修した。 甲陽園自転車駐車場を増設した。 | 阪急苦楽園口第3自転車駐車場を新設した。 |
| 花と緑の課 | 松枯れ・ナラ枯れ対策の実施 | 松くい虫、ナラ枯れ被害の蔓延や、枯損木による倒木等の被害を防止するため、所有者による防除活動の支援や被害木の除去を行う。 | 松くい虫被害木の除去を行う者に対して補助金を交付した（8件。397,802円）。また、ナラ枯れ被害木については公共用地内の危険木を除去した（西宮市実施分 27本）。 | 松くい虫被害木の除去を行う者に対して補助金を交付した（5件。398,776円）。また、ナラ枯れ被害木については公共用地内の危険木を除去した（西宮市実施分 19本）。 |

| | 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--|-------|--------------------------|---|--|--|
| | | | | 実施状況 | 実施状況 |
| | 建築調整課 | 建築協定の推進 | 建築協定は、地域の方々が主体となって、それぞれの地域にあった建築物の基準（敷地・構造・用途など）を設定し、お互いに守りあっていくことを約束する制度である。 | 令和元年度の認可件数：1区域 令和元年度の期間満了件数：1区域 令和元年度の建築協定区域数：13区域 | 令和2年度の認可件数：1区域 令和2年度の期間満了件数：1区域 令和2年度の建築協定区域数：13区域 |
| | 開発指導課 | 市街化調整区域の設定による自然景観の維持 | 新たな建築や宅地の造成を抑制する区域である市街化調整区域での建築行為や資材、車輛、廃棄物等の保管、仮置きなどの土地利用に対して、都市計画法や条例等に基づく制限を補完し、適正な指導・誘導を行っている。無秩序な開発を防止し、豊かな緑の保全及び周辺環境との調和に努めることを目的とする。 | 届出件数 1件 | 届出件数 2件 |
| | 開発指導課 | まちづくりに関する条例に基づく開発事業者への指導 | 開発事業等におけるまちづくりに関する条例は、建物の着手前に必要な届出をさせ、公共施設等の整備を求めることにより、良好な住環境の形成及び保全並びに安全で快適な都市環境を備えた市街地の形成を図ることを目的とする。 その中で、緑化基準を定めることにより、民有地内の緑化を指導し、市街地の緑の創出を図る。 | 届出件数 106件 | 届出件数 81件 |

4.自然災害や気候変動に対応したまちづくり・くらしの推進

| | | | | |
|---------|------------------|--|--|---|
| 災害対策課 | 気象情報の提供 | 雨量情報システムを市民へ閲覧可能とすることにより、現在雨量等の情報提供を行い、災害時に備えて頂くことを目的としている。 | 雨量情報システムの安定的な稼働のため、無停電電源装置の更新を実施した。 | 雨量情報システム関連機器の保守・メンテナンスを実施した。 |
| 地域防災支援課 | 防災に関する啓発事業 | 阪神淡路大震災から20年以上が経過し、当時の震災体験や教訓の記憶が希薄になりつつあったなか、昨今の各種災害により、市民の防災に対する関心が大きくなっている。市民にあらためて「自分の命は自分で守る・共に助け合う」「自助・共助」の重要性・必要性を啓発する。 | 体感型防災アトラクション 1回 出前講座 46回 平成31年度版西宮市防災マップを全戸配布した。 | オンライン防災イベント 1回 出前講座 8回 防災啓発チラシ集を市ホームページにて公開した。 |
| 水路治水課 | 予防保全型維持管理による適正管理 | 安心・安全な生活環境を維持するため、西宮市水路改修計画に基づき計画的に水路改築更新事業を実施することにより、市有水路の適正な予防保全型維持管理に努める。 | ・神呪川 施工延長 L=45.9m ・北谷川 施工延長 L=18.0m | ・新堀川(松並工区) 事業延長 L=92m 【令和2年度】 施工延長 L=31.2m ・新堀川(日野工区) 事業延長 L=300m 【令和2年度】 施工延長 L=31.0m |

| | 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--|---------|----------------------------|---|---|---|
| | | | | 実施状況 | 実施状況 |
| | 下水計画課 | 公共施設における雨水貯留施設の設置促進（オフサイト） | 浸水対策事業として、大雨時に学校グラウンドや公園等の地下に貯留施設を設置し、近傍の下水管或いは水路が溢れる直前に引抜き、一時保留する。貯留した雨水は、降雨終了後に近傍の下水管或いは水路に放流する。 （オフサイト施設とは、河川、下水道、水路などによって雨水を集水した後でこれを貯留して雨水の流出を抑制するもの） | 既施設の効果の検証と合流区域の大規模貯留管の整備を継続的に実施した。 | 既施設の効果の検証と合流区域の大規模貯留管の整備を継続的に実施した。 |
| | 下水計画課 | 公共施設における雨水貯留施設の設置促進（オンサイト） | 浸水対策事業として、大雨時に学校のグラウンドや公園の表面に数cm～10cm程度の雨水を貯留する。このことにより、学校や公園から一気に流出する雨水を一時的に抑制する。貯まった雨水は時間をかけてゆっくりと下水管或いは水路に自然に放流される。 （オンサイト施設とは、雨水の移動を最小限に抑え、雨の降った場所で貯留し流出を抑制するもの） | 名塩小学校へのオンサイト貯留施設の整備が完了した。 | 北六甲台小学校にてオンサイト貯留施設の整備が完了した。 |
| | 地域防災支援課 | 自主防災組織の支援 | 住民の隣保協同の精神に基づき、災害から「自分たちのまちは自分たちで守る」ために活動することを目的に結成された自主防災組織の活動の支援と協力をを行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の防災資機材更新 ・自主防災組織が実施する防災訓練への物品支給 | <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の防災資機材更新 ・自主防災組織が実施する防災訓練への物品支給 |
| | 災害対策課 | 災害時における支援体制の整備 | 災害時における近隣自治体との相互支援体制や事業者からの受援体制を整備する。 | 新たに3つの事業所と災害時応援協定を締結した。 | 新たに2つの事業所と災害時応援協定を締結した。 |